

地方税法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

目次	改 正 後	改 正 前
第一章 略	第一章 略	第一章 略
第二章 道府県の普通税	第二章 道府県の普通税	第二章 道府県の普通税
第一節 略	第一節 略	第一節 略
第二節 事業税（第十条—第三十五条の四の四）	第二節 事業税（第十条—第三十五条の四の三）	第二節 事業税（第十条—第三十五条の四の四）
第三節～第十一節 略	第三節～第十一節 略	第三節～第十一節 略
第三章～第五章 略	第三章～第五章 略	第三章～第五章 略
附則	附則	附則
<p>（相続人の代表者の指定等）</p>		
第二条 略	第二条 略	第二条 略
2 法第九条の二第一項後段の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でしなければならない。	2 法第九条の二第一項後段の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でしなければならない。	2 法第九条の二第一項後段の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でしなければならない。
一 略	一 略	一 略
二 各相続人の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定	二 各相続人の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定	二 各相続人の氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。以下同じ。）、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定

する個人番号をいう。以下

| 同じ。) (法人にあつては、法人番号 (同条第十五項) に規定
する法人番号をいう。以下同じ。)。以下この項において同じ。)、
被相続人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分 (個人番号を
有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び
同項に規定する相続分)

三 略

3 6 略

(換価の猶予をする金額の限度額)

第六条の九の三 法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第
十五条第三項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二
号に掲げる額を控除した残額とする。

一 納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額

二 地方団体の長が法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をし
ようとする日の前日において当該換価の猶予を受けようとする者が有
する現金、預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額から
次に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した残
額

イ 法人 その事業の継続のために当面必要な運転資金の額

ロ 個人 その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族 (

その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に
ある者及び当該事情にある者の親族を含む。) の生活の維持のため

する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号におい
て同じ。) (法人にあつては、法人番号 (同法第二条第十五項) に規定

する法人番号をいう。以下同じ。)。以下この項において同じ。)、
被相続人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分 (個人番号を
有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び
同項に規定する相続分)

三 略

3 6 略

に通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る。）並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

- 2| 前項の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する政令で定める額について準用する。この場合において、前項第二号中「第十五条の五第一項」とあるのは、「第十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

（過誤納金等の充当適状）

第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項において例による場合を含む。）に規定する政令で定める充當をするに適することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。）と過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時）とのいづれか遅い時とする。

一〇三 略

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予（盜難にかかつたことによるものを除く。）又は法第四十四条の二、第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項、第七十二条の三十九の四

（過誤納金等の充当適状）

第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項において例による場合を含む。）に規定する政令で定める充當をするに適することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。）と過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時）とのいづれか遅い時とする。

一〇二 略

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予（盜難にかかつたことによるものを除く。）又は法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項、第七十二条の三十九の四

第一項、第七十二条の五十七の二第一項、第七十三条の一十五第一項

第一項

第七十三条の二十五第一項

、第一百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の七の十二第一項、第三百二十一条の十一の二第一項、第三百二十一条の十一の三第一項

、第一百四十四条の二十九第一項

二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徵収の猶予に係る地方税 その徵収の猶予の期限

2 略

略

還付加算金

第六条の十五 法第十七条の四第一項第四号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 申告書の提出により納付し、又は納入すべき額が確定した地方税（当該地方税に係る延滞金を含む。）に係る過納金でその納付し、又は納入すべき額を減少させる更正（更正の請求に基づく更正を除く。）により生じたもの その更正があつた日

2
略

第二章 道府県の普通税

(個別帰属特別控除取戻税額等に係る金額)

第二章 道府県の普通税

(個別帰属特別控除取戻税額等に係る金額)

第六条の二十三 法第二十三条第一項第四号の四に規定する政令で定める金額は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該連結法人（法人税法第二条第十二条の七の二に規定する連結法人をいう。第八条の十四において同じ。）に係る金額に相当する金額とする。

（法第二十三条第一項第四号の五口の政令で定める日等）

第六条の二十四 法第二十三条第一項第四号の五口に規定する政令で定める日は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）とする。

2 法第二十三条第一項第四号の五ハに規定する政令で定める日は、法第五十二条第二項第二号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）とする。

（法第二十三条第一項第四号の五ホの純資産額）

第六条の二十五

法第二十三条第一項第四号の五ホに規定する純資産額として政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

（法第二十三条第一項第四号の五 の純資産額）

第六条の二十三の二

法第二十三条第一項第四号の五 に規定する純資産額として政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

第六条の二十三 法第二十三条第一項第四号の四に規定する政令で定める金額は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該連結法人（法人税法第二条第十二条の七の四に規定する連結法人をいう。第八条の十四において同じ。）に係る金額に相当する金額とする。

(恒久的施設の範囲)

第七条の三の二 法第二十三条第一項第十八号イに規定する政令で定める

場所は、次に掲げる場所とする。

一 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）

二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

三 その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一 外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

二 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためのみ使用する一定の場所

3 法第二十三条第一項第十八号ハに規定する政令で定める者は、次の各

号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権

第七条の三の二

削除

限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二 外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 国債の利子

当該利子の支払の事務（当該利子のうち登録国債に係るものについては、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条第二項の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務）

二～八 略

九 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 国債の利子のうち日本銀行の本店又は支店において直接支払われるもの

当該利子の支払の事務（当該利子のうち登録国債に係るものについては、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条第二項の規定による登録における元利金の支払場所で行われる事務）

二～八 略

九 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補填金、同項

第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者（当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。）とする。

国債の利子（國又は日本銀行の本店若しくは支店において直接支払われるものを除く。） 次に掲げる国債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。

イハ略

二〇略

3 及び 4 略

十十四略

七十一条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補填金）、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者（当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。）とする。

一、国債の利子（前項第一号に掲げる利子を除く。）次に掲げる国債の利子の区分に応じ、次に定め

る者とする。

二〇略

(外国の所得税等の額の控除)

第七条の十九 法第三十七条の三に規定する外国の所得税等（以下この条

において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十二条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額及び同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（当該年において同法第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下この項及び第四項において「非居住者」という。）であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあつては、当該年の所得税法施行令第二百五十八条第四項第一号に規定する控除限度額。以下この条及び第四十八条の九の二において「国税の控除限度額」という。）及び次項の規定により計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この項及び第四項において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（当該年の前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に非居住者であつた年において課されたものを除く

(外国の所得税等の額の控除)

第七条の十九 法第三十七条の三に規定する外国の所得税等（以下この条

において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十二条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（以下この条及び第四十八条の九の二において「国税の控除限度額」という。）及び次項の規定により計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この条において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等

。)の額のうち同法第九十五条及び第一百六十五条の六の規定並びに

法第三十七条の三及び第三百四十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第三十七条の三の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 略

4 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の九の二第四項の規定により計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得税等の額で法第三十七条の三の規定により控除することができたもののうちに当該前年以前三年内の各年の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る同条の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の道府県民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の所得税法施行令第二百二十四条第四項に規定する国税の控除余裕額から同令第二百二十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額（非居住者であつた年（所得税法第二十二条の規定の適用を受ける年を除く。）にあつては同令第二

の額のうち所得税法第九十五条、

法第二十七条の三及び法第三百四十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第三十七条の三の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 略

4 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の九の二第四項の規定により計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得税等の額で法第三十七条の三の規定により控除することができたもののうちに当該前年以前三年内の各年の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る法第三十七条の三の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の道府県民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の所得税法施行令第二百二十四条第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第二百二十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額（非居住者であつた年の規定によりないものとみなされた額を除いた額（非居住者であつた年（所得税法第二十二条の規定の適用を受ける年を除く。）にあつては同令第二

百九十二条の十二第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額とし、所得税法第二百二条の規定の適用を受ける年にあつてはその年において納付することとなる同令第二百五十八条第四項第一号に規定する控除対象外国所得税合計額がその年の国税の控除限度額に満たない場合における当該国税の控除限度額から当該控除対象外国所得税合計額を控除して得た額から同令第二百二十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額とする。以下この項及び第四十八条の九の二第五項において「国税の控除余裕額」という。）、外国の所得税等のうち法第三十七条の三の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の所得税等のうち法第三百四十四条の八の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前年以前三年内の各年のうち最も古い年のものから順次に、かつ、同一の年のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算して計算する。この

の規定によりないものとみなされた額を除く。以下この条及び第四十八条の九の二

において「国税の控除余裕額」という。）、外国の所得税等のうち法第三十七条の三の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の九の二第五項において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の所得税等のうち法第三百四十四条の八の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の九の二第五項において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前年以前三年内の各年のうち最も古い年のものから順次に、かつ、同一の年のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算して計算する。この

場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

5 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得稅法第九十五条の規定により同条第一項に規定する外国所得稅の額を控除する年度の翌年度分及び同法第一百六十五条の六の規定により同条第一項に規定する外国所得稅の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額についてするものとする。

6 及び 7 略

(法第五十二条第四項の政令で定める日等)

第八条の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、第六条の二十四第一項に規定する日とする。
2 法第五十二条第五項に規定する政令で定める日は、第六条の二十四第二項に規定する日とする。

(法第五十二条第四項の政令で定める日)

第八条の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、同条第二項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人稅法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とする。

場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

5 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得稅法第九十五条の規定により同条の外国の所得稅の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額についてするものとする。

6 及び 7 略

(法第五十二条第四項の政令で定める日)

第八条の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、同条第二項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人稅法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とする。

(法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法

十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）

(法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）

に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法

第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始

に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十
一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始

の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法

第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3及び4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業

の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3及び4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業

年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法

第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

（法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等）

第八条の十二 略

2 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同法第二条第三十七号に規定する青色申告書である確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書（当該法人が同条第十二号の七に規定する連結子法人（第四項、第八条の十四及び第九条の七第二十項において「連結子法人」という。）である場合にあつては、当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係（第四項、第八条の十四及び第九条の七において「連結完全支配関係」という。）がある同法第二条第十二号の六の七に規

年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一

項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

（法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等）

第八条の十二 略

2 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同法第二条第三十七号に規定する青色申告書である確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書（当該法人が同条第十二号の七に規定する連結子法人（第四項、第八条の十四及び第九条の七第二十項において「連結子法人」という。）である場合にあつては、当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係（第四項、第八条の十四及び第九条の七において「連結完全支配関係」という。）がある同法第二条第十二号の七の二に規

定する連結親法人（第四項において「連結親法人」という。）の連結確定申告書）が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。

3 及び 4 略

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件）

第八条の十五 法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、適格合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度のうち同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額（同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。）に係る同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度（当該控除対象個別帰属調整額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の第九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法第五十三条第七項に規定する法人の道府県民税の確定申告書（以下この節において

定する連結親法人（第四項において「連結親法人」という。）の連結確定申告書）が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。

3 及び 4 略

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件）

第八条の十五 法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、適格合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前九年内事業年度のうち同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額（同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。）に係る同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度（当該控除対象個別帰属調整額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の第九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法第五十三条第七項に規定する法人の道府県民税の確定申告書（以下この節において

「法人の道府県民税の確定申告書」という。)を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例)

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等開始の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度(当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等)開始の日(以下この条において「合併法人等十年前事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。)後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度等開始日の前日までの期間)を当該法人のそれぞれの事

「法人の道府県民税の確定申告書」という。)を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例)

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度(当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等)開始の日(以下この条において「合併法人等九年前事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。)後である場合には、当該被合併法人等九年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間)を当該法人のそれぞれの事

業年度又は連結事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件）

第八条の十八 法第五十三条第十項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内連結事業年度のうち法第五十三条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）の生じた連結事業年度（当該控除対象個別帰属税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の） 法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基づいて法第五十三条第十項の規定により当該被合併法人等

業年度又は連結事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において、被合併法人等九年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件）

第八条の十八 法第五十三条第十項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前九年内連結事業年度のうち同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）の生じた連結事業年度（当該控除対象個別帰属税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の） 法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基づいて法第五十三条第十項の規定により当該被合併法人等

の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例）

第八条の十九

適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前連結事業年度開始日から当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する

（適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例）

第八条の十九

適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する

期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件）

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内事業年度のうち法第五十三条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰

期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等九年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件）

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前九年内事業年度のうち法第五十三条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰

属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度（当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項各号の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項各号の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例）

第八条の二十二 適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等開始の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度（当該

属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度（当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項各号の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項各号の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例）

第八条の二十二 適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度（当該

合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条に定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「合併法人等十年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が当該合併法人等十年前事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度等開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等が設立日の當該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項

合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内事業年度で同項に規定する場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。）が当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度又は連結事業年度である場合において、被合併法人等九年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項

の規定を適用する。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第八条の二十四

法第五十三条第十六項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内連結事業年度のうち法第五十三条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額に係る連結事業年度（当該控除対象個別帰属還付税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の
適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

の規定を適用する。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の要件)

第八条の二十四

法第五十三条第十六項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前九年内連結事業年度のうち同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額に係る連結事業年度（当該控除対象個別帰属還付税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項の
適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の特例)

第九条 適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前連結事業年度開始日から当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等十年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後

第九条 適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）開始の日（以下この条において「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併等が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなし、適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等九年前連結事業年度開始日が当該設立日以後

であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 法第五十三条第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第百四十二条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び 同法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額に第五項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連続控除限度個別帰属額に第六項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「国税の控除限度額」という。）及び第七項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。）及び第六項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。）及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 法第五十三条第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第百四十二条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額に第五項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連続控除限度個別帰属額に第六項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「国税の控除限度額」という。）及び第七項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。）及び第六項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。）及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。

であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外國の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。第九項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第九項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度を除くものとする。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度又は連結事業年度前後の事業年度又は各連結事業年度において同法第六十九条、第八十一条の十五及び第一百四十四条の二の規定並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項から第三項までの規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十二条の八第二十四条の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外

。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外國の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。第八項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第八項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条及び第四十八条の十二において「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度又は連結事業年度前後の事業年度又は各連結事業年度において同法第六十九条、第八十一条の十五及び第一百四十四条の二の規定並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第二項の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十二条の八第二十四条の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外

国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3及び4 略

5| 法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十七条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6| 略

7| 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは同法第一百四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項及び第四十八条の十三第八項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の三・二を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

8| 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3及び4 略

6| 略

7| 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは同法第一百四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項及び第四十八条の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の三・二を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

8| 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第八項の規定により計算した額（以下この項、同条）及び第五十七条の二の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第百四十四条第五項に規定する国税の控除余裕額（同令第百四十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第百九十七条第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第百九十八条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第百五十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）（以下この項及び第四十八条の十三第九項において「国税の控除余裕額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三第九項において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の法人税等のうち法第三百二十二条の八第二十

が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第七項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第百四十四条第五項に規定する国税の控除余裕額（同令第百四十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第百九十七条第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第百九十八条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第百五十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）（以下この条及び第四十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の法人税等のうち法第三百二十二条の八第二十

四項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

9 | 内国法人又は外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人（同法第二条第十二

四項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

8 | 内国法人又は外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人（同法第二条第十二

号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）又は現物出資法人（同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）（第十四項、第二十一項及び第二十四項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一及び二 略

10| 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 略

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度等

号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）又は現物出資法人（同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）（第十三項、第二十項及び第二十三項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一及び二 略

9| 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 略

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十一項第二号において「合併事業年度等

「という。」開始の日以後に開始したもの　当該内国法人又は外国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11| 第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び二 略

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの　当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

12| 第九項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年

「という。」開始の日以後に開始したもの　当該内国法人又は外国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

10| 第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び二 略

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十二項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの　当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11| 第八項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年

度等の道府県民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第十九項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13| 第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十一項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

14| 第九項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合に

度等の道府県民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第九項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

12| 第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13| 第八項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合に

は、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

15 第九項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
一 略

二 道府県民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額（第八項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第百九十四条第三項に規定す

は、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第九項から前項までの規定を適用する。

14 第八項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 道府県民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額（第七項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第百九十四条第二項に規定す

る調整国外所得金額（第二十五項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）

口 略

16| 第九項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は

外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

17| 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。）開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とする。

18| 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二条の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項において「分割承継法

る調整国外所得金額（第二十四項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十四項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）

口 略

15| 第八項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は

外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

16| 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十六項において同じ。）開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とする。

17| 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二条の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項において「分割承継法

人等」という。)が第九項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第八項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第九項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19| 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。
20| 及び 21| 略

22| 前項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

人等」という。)が第八項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第七項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第八項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

18| 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税 の額を控除する事業年度若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条の外国の法人税 の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税 の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税 の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。
19| 及び 20| 略

21| 前項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十九項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

23

第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一〇三 略

24

第二十一項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適

22

第二十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十九項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一〇二 略

23

第二十項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人の当該適

格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。)の前日までの期間を当該期間に對応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

25 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一及び二 略

26 第二十一項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事)に提出した場合に限り、適用する。

格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。)の前日までの期間を当該期間に對応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

24 第二十項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一及び二 略

25 第二十項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事)に提出した場合に限り、適用する。

27| 略

28| 適格分割等に係る所得等申告法人が第二十一項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第二十一項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

29| 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とする。

30| 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものに

26| 略

27| 適格分割等に係る所得等申告法人が第二十項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十九項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第二十項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

28| 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とする。

29| 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものに

あつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合(第二項、第八項又は第二十項)の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徵収猶予の申請手続等)

第九条の九の四 略

2 略

3 法第五十五条の二第一項の規定による徵収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一〇三 略

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超える、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務

あつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合(第二項、第七項又は第十九項)の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徵収猶予の申請手続等)

第九条の九の四 略

2 略

3 法第五十五条の二第一項の規定による徵収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一〇二 略

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務

所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関するときは、その事情）

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徵収猶予の申請手続等）

第九条の九の五 略

2 略

3 法第五十五条の四第一項の規定による徵収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一〇三 略

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超えるか、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十

六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関する参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関するときは、その事情）

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徵収猶予の申請手続等）

第九条の九の五 略

2 略

3 法第五十五条の四第一項の規定による徵収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一〇二 略

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円

を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十
六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関する参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第二節 事業税

(恒久的施設の範囲)

第十条 略

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一 外国法人等（外国法人（法第七十二条第五号イに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。）がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

二 外国法人等がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三 外国法人等が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

3 法第七十二条第五号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一 外国法人等のために、その事業に関し契約（その外国法人等が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人等の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人等のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二 外国法人等のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産

第二節 事業税

(恒久的施設の範囲)

第十条 略

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一 外国法人（法第七十二条第五号イに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）

二 外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

三 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

3 法第七十二条第五号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二 外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産

を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人（その親族その他その個人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他行為のうちの重要な部分をする者

（法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額）

第二十条の二の十九 法第七十二条の二十一第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（以下この条において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、第六号に掲げる金額を加算して得た金額とする。

一〇四 略

五 法第七十二条の二十一第六項第二号に規定する特定子会社（以下この号において「特定子会社」という。）に対する貸付金及び特定子会社の発行する社債の金額

六 略

（法第七十二条の二十一第六項第二号の政令で定める株式又は出資）

第二十条の二の二十 法第七十二条の二十一第六項第二号に規定する政令

を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他行為のうちの重要な部分をする者

（法第七十二条の二十一第五項第一号の総資産の帳簿価額）

第二十条の二の十九 法第七十二条の二十一第五項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（以下この条において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、第六号に掲げる金額を加算して得た金額とする。

一〇四 略

五 法第七十二条の二十一第五項第二号に規定する特定子会社（以下この号において「特定子会社」という。）に対する貸付金及び特定子会社の発行する社債の金額

六 略

（法第七十二条の二十一第五項第二号の政令で定める株式又は出資）

第二十条の二の二十 法第七十二条の二十一第五項第二号に規定する政令

で定めるものは、同号に規定する他の法人が有する自己の株式又は出資とする。

(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十一 法第七十二条の二十二第一項に規定する特定内国

法人の資本金等の額から控除する金額は、当該特定内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定により算定した金額をいう。以下この節において同じ。）（法第七十二条の二十一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該特定内国法人の当該事業年度の付加価値額の総額（法第七十二条の二十の規定を適用しないで計算した金額とする。次項において同じ。）のうちに当該特定内国法人の当該事業年度の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の占める割合を乗じて計算する。

2 前項の特定内国法人（法第七十二条の十九後段の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額がない場合、当該特定内国法人の付加価値額の総額から法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額がない場合は当該特定内国法人の付加価値額の総額のうちに付加価値額の総額から法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額の占める割合が百分の五十未満である場合には、法第七十二条の二十二第一項に規定する特定内国法人の資本金等の額から控除する金額は、前項の規定にかかわらず、当該特定内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の

で定めるものは、同号に規定する他の法人が有する自己の株式又は出資とする。

(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十一 法第七十二条の二十二第一項に規定する特定内国

法人の資本金等の額から控除する金額は、当該特定内国法人の資本金等の額

に当該特定内国法人の当該事業年度の付加価値額の総額（法第七十二条の二十の規定を適用しないで計算した金額とする。次項において同じ。）のうちに当該特定内国法人の当該事業年度の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の占める割合を乗じて計算する。

2 前項の特定内国法人（法第七十二条の十九後段の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額がない場合、当該特定内国法人の付加価値額の総額から法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額がない場合は当該特定内国法人の付加価値額の総額のうちに付加価値額の総額から法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額の占める割合が百分の五十未満である場合には、法第七十二条の二十二第一項に規定する特定内国法人の資本金等の額から控除する金額は、前項の規定にかかわらず、当該特定内国法人の資本金等の額

金額とする。）に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

3 略

（非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定）

第二十条の二の二十三 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の三の五に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」

に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

3 略

（非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定）

第二十条の二の二十三 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の三の五に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」

所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

第二十条の二の十七第三項の規定は、この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

2 事業税を課されない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。）に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

3 及び 4 略

5 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十三第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によ

つて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

とする。

第二十条の二の十七第三項の規定は、この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

2 事業税を課されない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第五項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。）に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

3 及び 4 略

5 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十三第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によ

つて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

			法人税法第五十 七条第二項	生じた欠損金額 とみなす	略
				生じた欠損金額とみなし、当該前十年 内事業年度において生じた未処理欠損 金額等（被合併法人等個別欠損金額に 限る。）は、それぞれ当該未処理欠損 金額等の生じた前十年内事業年度開始 の日の属する当該内国法人の各事業年 度（当該内国法人の合併等事業年度開 始の日以後に開始した当該被合併法人 等の当該前十年内事業年度において生 じた未処理欠損金額等（被合併法人等 個別欠損金額に限る。）にあつては、 当該合併等事業年度の前事業年度）に おいて生じた個別欠損金額とみなす	
		法人税法第五十 七条第七項			
内事業年度にお ける前十年	各連結事業年度 において生じた 連結欠損金個別 を青色申告書である確定申告書 を青色申告書である確定申告書	略			

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

			法人税法第五十 七条第二項	生じた欠損金額 とみなす	略
				生じた欠損金額とみなし、当該前九年 内事業年度において生じた未処理欠損 金額等（被合併法人等個別欠損金額に 限る。）は、それぞれ当該未処理欠損 金額等の生じた前九年内事業年度開始 の日の属する当該内国法人の各事業年 度（当該内国法人の合併等事業年度開 始の日以後に開始した当該被合併法人 等の当該前九年内事業年度において生 じた未処理欠損金額等（被合併法人等 個別欠損金額に限る。）にあつては、 当該合併等事業年度の前事業年度）に おいて生じた個別欠損金額とみなす	
		法人税法第五十 七条第七項			
内事業年度にお ける前九年	各連結事業年度 において生じた 連結欠損金個別 を青色申告書である確定申告書 を青色申告書である確定申告書	略			

八条第六項 法人税法第五十 の規定	同項ただし書	略	いて生じた欠損 金額と、連結確 定申告書を青色 申告書である確 定申告書と、当 該連結欠損金個
し書の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた第一項ただ	略	別帰属額が生じ た連結事業年度 を当該被合併法 人又は他の内国 法人の事業年度
八条第六項 法人税法第五十 の規定	同項ただし書	略	法人税法第五十 七条第十一項 の規定
			地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた第一項ただ

				法人税法施行令	他の関連法人の前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は個別帰属損金額	略
		第百十二条第七項	法人税法施行令 第一百十二条第十 七項	法第五十九条第二項第一号ハ	法第五十九条第二項又は第三項	略
	法第五十七条第 一百十二条第十 七項	法第五十七条第二項に規定する 未処理欠損金額 又は	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項又は第三項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項又は第三項	規定により読み替えられた法第五十九条第二項又は第三項	略
法第五十七条第 一百二十二条第十 七項	法第五十七条第 一百二十二条第十 七項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等については	規定する未処理欠損金額等については	規定する未処理欠損金額等については	規定する未処理欠損金額等については	規定する未処理欠損金額等については

法第五十七条第一項 （同令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十七条第二項）	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた法第五十七条 第二項	十四項	第百十二条第二 定する欠損金額
同条第四項に規 定する欠損金額	規定により読み替えられた法第五十七 条第四項に規定する欠損金額等	十四項	法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事 業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。
略			
法人税法第五十 七条第二項	生じた欠損金額 とみなす	生じた欠損金額とみなし、当該前十年 内事業年度において生じた未処理欠損 金額等（被合併法人等個別欠損金額に 限る。）は、それぞれ当該未処理欠損 金額等の生じた前十年内事業年度開始 日の属する当該内国法人の各事業年 度（当該内国法人の合併等事業年度開 始の日以後に開始した当該被合併法人 等の当該前十年内事業年度において生 じた未処理欠損金額等（被合併法人等 個別欠損金額に限る。）にあつては、 当該合併等事業年度の前事業年度）に	2

法第五十七条第二項(二項)	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項(二項)	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項(二項)	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項(二項)	法第五十七条第二項(二項)
法人税法施行令	同条第四項に規定する欠損金額等	定する欠損金額	八項	第一百十二条第十
	略			
法人税法第五十 七条第二項	生じた欠損金額とみなす	生じた欠損金額とみなし、当該前九年 内事業年度において生じた未処理欠損 金額等（被合併法人等個別欠損金額に 限る。）は、それぞれ当該未処理欠損 金額等の生じた前九年内事業年度開始 日の属する当該内国法人の各事業年 度（当該内国法人の合併等事業年度開 始の日以後に開始した当該被合併法人 等の当該前九年内事業年度において生 じた未処理欠損金額等（被合併法人等 個別欠損金額に限る。）にあつては、 当該合併等事業年度の前事業年度）に	2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。	2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

法人税法施行令 第百十二条第七項 十三項	他の関連法人の前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額度の所得の金額	他の関連法人の前十年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は個別帰属損金額	略	略	略	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項	法第五十九条第三項	法人税法施行令
法人税法施行令 第一百十二条第十項 二項第一号ハ 三項	法第五十七条第六項	法第五十七条第六項	法第五十七条第六項	法第五十七条第六項	法第五十七条第六項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項	法第五十九条第三項	法人税法施行令
法人税法施行令 第一百十二条第十項 二項第一号ハ 三項	連結欠損金個別 規定期に規定する連結欠 帰属額（同項に規定する連結欠） 連結欠損金個別 損金個別帰属額 帰属額のうち	個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額） 損金額	個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額） 損金額	個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額） 損金額	個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額） 損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項	法第五十九条第三項	法人税法施行令
法人税法施行令 法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等 第一百十二条第二項 十三項	法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等 個別欠損金額のうち	個別欠損金額のうち	個別欠損金額のうち	個別欠損金額のうち	個別欠損金額のうち	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項	法第五十九条第三項	法人税法施行令

金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなしお欠損金額は当該みなしお欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみなす。

4 法第七十二条の二十三第一項の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第二十項から第二十二項までの規定の例によらないものとする。

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定によつて当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）の計算の例によつて算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十条又は第百四十四条の十三の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文（同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条规定の計算に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかるわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金

金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなしお欠損金額は当該みなしお欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみなす。

4 法第七十二条の二十三第一項の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十四項から第十六項までの規定の例によらないものとする。

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定によつて当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）の計算の例によつて算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十条又は第百四十四条の十三の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文（同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条规定の計算に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかるわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金

の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2 及び 3 略

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当

の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2 及び 3 略

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当

該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2

適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の二）に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超える前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別

該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2

適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の四）に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超える前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別

の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十二条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法

第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十二条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

(法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法

第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徵収猶予の申請手続等)

第三十二条の二 略

2 及び 3 略

4 法第七十二条の三十九の二第一項の規定による徵収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことと証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府

(法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徵収猶予の申請手続等)

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め

2 及び 3 略

4 法第七十二条の三十九の二第一項の規定による徵収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことと証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府

県知事に提出しなければならない。

一〇三 略

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超える、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関する参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

県知事に提出しなければならない。

一〇二 略

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関する参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の三 略

2 及び 3 略

4 法第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一〇三 略

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超える、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保

を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の三 略

2 及び 3 略

4 法第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一〇二 略

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保

が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関する参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徵収猶予の申請手続等）

第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関する参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

三 稟税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 法第七十二条の五十七の二第二項の規定により担保を徵する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徵収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする事業税の納稅義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額並びにその年度及び納期限

三 前号の事業税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超えるかつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十五条の四の三 略

2及び3 略

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項)

第三十五条の四の四 略

2 略

第三節 地方消費税

(法第七十二条の七十八条第二項第四号及び第七号の場所)

第三十五条の五 法第七十二条の七十八条第二項第四号に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 法第七十二条の七十七条第一号に規定する個人事業者（以下本条において「個人事業者」という。）が法第七十二条の七十八条第二項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十九条に規定する課税期間をいう。）の開始の日（以下本条において「基準日」という。）前において国内に住所又は居所を有しており、かつ、最後に国内に有していた住所又は居所を有しないこととなつた時に国内にその行う事業に係る事務所、事

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十五条の四の二 略

2及び3 略

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項)

第三十五条の四の三 法第七十二条の六十二の二第一項第七号に規定する

2 略

第三節 地方消費税

(法第七十二条の七十八条第二項第四号及び第七号の場所)

第三十五条の五 法第七十二条の七十八条第二項第四号に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 法第七十二条の七十七条第一号に規定する個人事業者（以下本条において「個人事業者」という。）が法第七十二条の七十八条第二項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十九条に規定する課税期間をいう。）の開始の日（以下本条において「基準日」という。）前において国内に住所又は居所を有しており、かつ、最後に国内に有していた住所又は居所を有しないこととなつた時に国内にその行う事業に係る事務所、事

業所その他これらに準ずるものをしていなかつた場合であつて、その最後に有していた住所又は居所に当該個人事業者の親族その他当該個人事業者の特殊関係者が引き続き、又は当該個人事業者に代わつて当該基準日まで居住しているとき。その最後に有していた住所地又是居所地

二 前号に掲げる場合を除き、基準日において所得税法第百六十一條第一項第七号に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）に係る資産を有している場合 当該対価に係る資産の所在地（二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地）

三 法第七十二条の七十八第二項第一号から第三号まで及び前二号の規定のいずれにも該当しない場合であつて、個人事業者が基準日において有しているとすれば同項第一号から第三号まで又は前号の規定によつてその所在地が譲渡割を課する道府県となるべき場所（その場所が居所である個人事業者については、その居所が短期間の滞在地であつたものを除く。）を当該基準日前に有していたとき これらの場所のうち当該個人事業者が有していた最後の場所

四 略

2 略

3 法第七十二条の七十八第二項第七号に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 略

二 法第七十二条の七十八第二項第六号及び前号の規定のいずれにも該当しない場合であつて、外国法人が基準日において有しているとすれ

業所その他これらに準ずるものをしていなかつた場合であつて、その最後に有していた住所又は居所に当該個人事業者の親族その他当該個人事業者の特殊関係者が引き続き、又は当該個人事業者に代わつて当該基準日まで居住しているとき。その最後に有していた住所地又是居所地

二 前号に掲げる場合を除き、基準日において所得税法第百六十一條第三号に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）に係る資産を有している場合 当該対価に係る資産の所在地（二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地）

三 法第七十二条の七十八第二項第一号から第三号まで及び前二号の規定のいずれにも該当しない場合であつて、個人事業者が基準日において有しているとすれば同項第一号から第三号まで又は前号の規定によつてその所在地が譲渡割を課する道府県となるべき場所（その場所が居所である個人事業者については、その居所が短期間の滞在地であつたものを除く。）を当該基準日前に有していたとき これらの場所のうち当該個人事業者が有していた最後の場所

四 略

2 略

3 法第七十二条の七十八第二項第七号に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 略

二 法第七十二条の七十八第二項第六号及び前号の規定のいずれにも該当しない場合であつて、外国法人が基準日において有しているとすれ

ば同項第六号又は前号の規定によつてその所在地が譲渡割を課する道府県となるべき場所を当該基準日前に有していたとき。これらの場所のうち当該外国法人が有していた最後の場所

三 略

(譲渡割と信託財産)

第三十五条の七の二 略

2 及び 3 略

4 法第七十二条の八十第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託財産に属する資産の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に属する資産に係る法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れの全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて行つたものとする。

(消費に相当する額の算定方法)

第三十五条の二十 略

2 法第七十二条の百十四第四項に規定する当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 略

ば同項第六号又は前号の規定によつてその所在地が譲渡割を課する道府県となるべき場所を当該基準日前に有していたとき。これらの場所のうち当該外国法人が有していた最後の場所

三 略

(譲渡割と信託財産)

第三十五条の七の二 略

2 及び 3 略

4 法第七十二条の八十第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託財産に属する資産の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に属する資産に係る法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて行つたものとする。

(消費に相当する額の算定方法)

第三十五条の二十 略

2 法第七十二条の百十四第四項に規定する当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 略

二 法第七十二条の百十四第四項に規定する道府県の小売年間販売額の総額及び道府県のサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（次号において「総額の合算額」という。）の十五分の三に相当する額を前項第二号の人口で按分して得られる当該道府県の額

三 総額の合算額の十五分の二に相当する額を前項第二号の従業者数で按分して得られる当該道府県の額

二 法第七十二条の百十四第四項に規定する道府県の小売年間販売額の総額及び道府県のサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（次号において「総額の合算額」という。）の六分の一に相当する額を前項第二号の人口で按分して得られる当該道府県の額

三 総額の合算額の六分の一に相当する額を前項第三号の従業者数で按分して得られる当該道府県の額

（法第七十三条の四第一項第一号の不動産）

第三十六条の三 略

2及び3 略

4 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第一百八十号）第十三条第一項第三号の規定により新幹線鉄道の営業を行う者に譲渡する鉄道施設又は同項第六号の規定により鉄道事業者に譲渡する鉄道施設若しくは軌道施設の用に供する不動産

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道事業者（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十一条第二項に規定する承継法人に限る。）に貸し付ける鉄道施設の用に供する不動産のうち、事務所又は宿舎（業務上宿舎を使用すべき義務がある者が使用するものとされるいの宿舎を除く。）の用に供する不動産以外のもの

（法第七十三条の四第一項第一号の不動産）

第三十六条の三 略

2及び3 略

4 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第一百八十号）第十二条第一項第三号の規定により新幹線鉄道の営業を行う者に譲渡する鉄道施設又は同項第六号の規定により鉄道事業者に譲渡する鉄道施設若しくは軌道施設の用に供する不動産

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道事業者（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十一条第二項に規定する承継法人に限る。）に貸し付ける鉄道施設の用に供する不動産のうち、事務所又は宿舎（業務上宿舎を使用すべき義務がある者が使用するものとされるいの宿舎を除く。）の用に供する不動産以外のもの

三 略

四 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下この号及び第五十一条の十四において「債務等処理法」という。）附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この号及び第五十一条の十四において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が所有する土地であつて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鐵道建設公團が債務等処理法附則第二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したもののに上に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第二項に規定する貨物会社（以下この号において「貨物会社」という。）又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社（同項第一号に規定する東日本旅客鉄道株式会社及び同項第二号に規定する者（旅客会社法改正法の施行の日の前日において当該東日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受け、合併若しくは分割又は相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。）を除く。以下この号において「新会社」という。）が日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により同法第五条第一項の規定に

三 略

四 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下この号及び第五十一条の十四において「債務等処理法」という。）附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この号及び第五十一条の十四において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が所有する土地であつて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鐵道建設公團が債務等処理法附則第二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したもののに上に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第二項に規定する貨物会社（以下この号において「貨物会社」という。）又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社（同項第一号に規定する東日本旅客鉄道株式会社及び同項第二号に規定する者（旅客会社法改正法の施行の日の前日において当該東日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受け、合併若しくは分割又は相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。）を除く。以下この号において「新会社」という。）が日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により同法第五条第一項の規定に

による解散前の新幹線鉄道保有機構から譲り受けた家屋を含み、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。）を所有していた場合において、当該貨物会社又は新会社に当該家屋に対応するものとして譲渡するために取得する家屋

5 略

6 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項各号（第五号を除く。）に規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〇七 略

7 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人理化学研究所が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一〇七 略

（法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等）

第三十六条の八 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会

による解散前の新幹線鉄道保有機構から譲り受けた家屋を含み、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。）を所有していた場合において、当該貨物会社又は新会社に当該家屋に対応するものとして譲渡するために取得する家屋

5 略

6 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人日本原子力研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項各号（第五号を除く。）に規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〇七 略

7 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人理化学研究所が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一〇七 略

（法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等）

第三十六条の八 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会

会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人

二及び三 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第四号の五の政令で定める者等)

第三十六条の九 法第七十三条の四第一項第四号の五に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、國家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人

二及び三 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第四号の五の政令で定める者等)

第三十六条の九 法第七十三条の四第一項第四号の五に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、國家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

三 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者)

第三十六条の九の二 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令

で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第一百十五条の四十七第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六条の十 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二～四 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一～六 略

（法第七十三条の四第一項第四号の八の不動産）

第三十六条の十一 法第七十三条の四第一項第四号の八に規定する政令で定める不動産は、更生保護事業法第二条第二項に規定する継続保護事業、同条第三項に規定する一時保護事業及び同条第四項に規定する連絡助成事業の用に供する不動産とする。

（法第七十三条の四第一項第五号の不動産）

第三十七条 法第七十三条の四第一項第五号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、医療施設

（法第七十三条の四第一項第四号の九の不動産）

第三十六条の十一 法第七十三条の四第一項第四号の九に規定する政令で定める不動産は、更生保護事業法第二条第二項に規定する継続保護事業、同条第三項に規定する一時保護事業及び同条第四項に規定する連絡助成事業の用に供する不動産とする。

（法第七十三条の四第一項第五号の不動産）

第三十六条の十一 法第七十三条の四第一項第四号の九に規定する政令で定める不動産は、更生保護事業法第二条第二項に規定する継続保護事業、同条第三項に規定する一時保護事業及び同条第四項に規定する連絡助成事業の用に供する不動産とする。

（法第七十三条の四第一項第五号の不動産）

第三十七条 法第七十三条の四第一項第五号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、医療施設

、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

（法第七十三条の四第一項第十八号の不動産）

第三十七条の四 法第七十三条の四第一項第十八号に規定する国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）第十八条第一号、第三号（同条第一号に係る部分に限る。）又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一～三 略

2 法第七十三条の四第一項第十八号に規定する国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法第十八条第六号イに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 国立研究開発法人科学技術振興機構法第十八条第六号イに規定する外国の研究者のための宿舎の用に供する不動産のうち総務省令で定めるもの以外のもの

、介護保険法 第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

（法第七十三条の四第一項第十八号の不動産）

第三十七条の四 法第七十三条の四第一項第十八号に規定する独立行政法人科学技術振興機構が 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）第十八条第一号、第三号（同条第一号に係る部分に限る。）又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一～二 略

2 法第七十三条の四第一項第十八号に規定する独立行政法人科学技術振興機構が 独立行政法人科学技術振興機構法 第十八条第六号イに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 独立行政法人科学技術振興機構法 第十八条第六号イに規定する外国の研究者のための宿舎の用に供する不動産のうち総務省令で定めるもの以外のもの

(法第七十三条の四第一項第二十六号の不動産)

第三十七条の七 法第七十三条の四第一項第二十六号に規定する国立研究

開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第二十七号の不動産)

第三十七条の八 法第七十三条の四第一項第二十七号に規定する国立研究

開発法人海洋研究開発機構が国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第三十号の不動産)

第三十七条の九の三 法第七十三条の四第一項第三十号に規定する日本下

水道事業団が日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項第七号又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

(法第七十三条の四第一項第二十六号の不動産)

第三十七条の七 法第七十三条の四第一項第二十六号に規定する独立行政

法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第二十七号の不動産)

第三十七条の八 法第七十三条の四第一項第二十七号に規定する独立行政

法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第三十号の不動産)

第三十七条の九の三 法第七十三条の四第一項第三十号に規定する日本下

水道事業団が日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項第四号又は第五号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一〇三 略

(法第七十三条の四第一項第三十二号の不動産)

第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。第二号において「機構法」という。）第十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これららの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第三十三号の不動産)

第三十七条の九の六 法第七十三条の四第一項第三十三号に規定する國立研究開発法人水産総合研究センターが國立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十二条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これららの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第三十四号の不動産)

第三十七条の九の七 法第七十三条の四第一項第三十四号に規定する國立

一〇二 略

(法第七十三条の四第一項第三十二号の不動産)

第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。第二号において「機構法」という。）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これららの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第三十三号の不動産)

第三十七条の九の六 法第七十三条の四第一項第三十三号に規定する独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十二条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七十三条の四第一項第三十四号の不動産)

第三十七条の九の七 法第七十三条の四第一項第三十四号に規定する独立

研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

（法第七十三条の四第一項第三十七号の不動産）

第三十七条の九の十 法第七十三条の四第一項第三十七号に規定する国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第十二条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

（法第七十三条の四第一項第三十九号の不動産）

第三十七条の九の十二 法第七十三条の四第一項第三十九号に規定する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する不動産

行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法

（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

（法第七十三条の四第一項第三十七号の不動産）

第三十七条の九の十 法第七十三条の四第一項第三十七号に規定する独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第十二条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

（法第七十三条の四第一項第三十九号の不動産）

第三十七条の九の十二 法第七十三条の四第一項第三十九号に規定する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

二 宿舎の用に供する不動産

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 法第七十三条の十四第一項に規定する住宅の建築で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の建築の区分に応じ、当該各号に定める住宅の建築とする。

一 共同住宅等（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等をいう。次号、第三十九条の二の四第一項及び第三十九条の三において同じ。）以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この条及び第三十九条の三において同じ。）当該建築に係る住宅（当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあっては一構をなすこれらの住宅とし、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあっては当該増築又は改築がされた後の住宅とする。以下次条までにおいて同じ。）の床面積（区分所有される住宅にあっては、居住の用に供する専有部分の床面積とし、当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して得た面積を当該専有部分の床面積に算入するものとする。第三十七条の十八第一項及び第三十九条の二の四第一項第一号において同じ。）が五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあっては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

二 共同住宅等の住宅の建築 当該建築に係る住宅の居住の用に供する

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 法第七十三条の十四第一項に規定する住宅の建築で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の建築の区分に応じ、当該各号に定める住宅の建築とする。

一 共同住宅等（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等をいう。次号、第三十九条の二の三第一項及び第三十九条の三において同じ。）以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この条及び第三十九条の三において同じ。）当該建築に係る住宅（当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあっては一構をなすこれらの住宅とし、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあっては当該増築又は改築がされた後の住宅とする。以下次条までにおいて同じ。）の床面積（区分所有される住宅にあっては、居住の用に供する専有部分の床面積とし、当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して得た面積を当該専有部分の床面積に算入するものとする。第三十七条の十八第一項及び第三十九条の二の三第一項第一号において同じ。）が五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあっては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

二 共同住宅等の住宅の建築 当該建築に係る住宅の居住の用に供する

ために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積（当該住宅に共同の用に供される部分（当該住宅が区分所有される住宅である場合には、当該住宅に係る共用部分を含む。）があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次条及び第三十九条の二の四第一項第二号において同じ。）が、五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

（法第七十三条の十四第三項の住宅等）

第三十七条の十八 略

2 略

3 法第七十三条の十四第三項に規定する既存住宅のうち耐震基準に適合するものとして政令で定めるものは、既存住宅のうち次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

ために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積（当該住宅に共同の用に供される部分（当該住宅が区分所有される住宅である場合には、当該住宅に係る共用部分を含む。）があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次条及び第三十九条の二の三第一項第二号において同じ。）が、五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

（法第七十三条の十四第三項の住宅等）

第三十七条の十八 略

2 略

3 法第七十三条の十四第三項に規定する既存住宅のうち耐震基準に適合するものとして政令で定めるものは、既存住宅のうち次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 当該住宅の取得の日前二十年（登記簿に記録された当該住宅の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の総務省令で定めるものである住宅にあつては、二十五年）の期間内に新築されたものであること。

一及び二 略

第三十九条の二の三 法第七十三条の十四第十四項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(法第七十三条の二十四第一項の政令で定める住宅等)

第三十九条の二の四 略

2 略

(法第二百九十二条第一項第四号の五口の政令で定める日等)

第四十五条の四

第六条の二十四第一項の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五口に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十四第一項中「第五十二条第二項第一号」とあるのは、「第三百十二条第三項第一号」と読み替えるものとする。

2 第六条の二十四第二項の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五口に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十四第二項中「第五十二条第二項第二号」とあるのは、「第三百十二条第三項第二号」と読み替えるものとする。

(法第二百九十二条第一項第四号の五口の純資産額)

第四十五条の五

第六条の二十五の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五口の純資産額として算定した金額について準用する。この場合において、第六条の二十五中「法第五十三条第一項」とあるのは、「法第三百二十二条の八第一項」と、「法第五十二条第二項第一号

(法第七十三条の二十四第一項の政令で定める住宅等)

第三十九条の二の三 略

2 略

(法第二百九十二条第一項第四号の五の純資産額)

第四十五条の三の二

第六条の二十三の二の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五の純資産額として算定した金額について準用する。この場合において、第六条の二十三の二中「法第五十三条第一項」とあるのは、「法第三百二十二条の八第一項」と、「法第五十二条第二項第一号

(法第二百九十二条第一項第四号の五の純資產額)

第四十五条の三の二

第六条の二十三の二の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五の純資産額として算定した金額について準用する。この場合において、第六条の二十三の二中「法第五十三条第一項」とあるのは、「法第三百二十二条の八第一項」と、「法第五十二条第二項第一号

「とあるのは「法第三百十二条第三項第一号」と、「法第五十三条第二項」とあるのは「法第三百二十二条の八第二項」と読み替えるものとする。

(恒久的施設の範囲)

第四十六条の二の三 第七条の三の二第一項及び第二項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号イに規定する政令で定める場所について準用する。この場合において、第七条の三の二第二項第一号中「第二十三条第一項第三号ロ」とあるのは、「第二百九十二条第一項第三号ロ」と読み替えるものとする。

2 第七条の三の二第三項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ハに規定する政令で定める者について準用する。

(法第三百十二条第六項の政令で定める日等)

第四十八条の二 法第三百十二条第六項に規定する政令で定める日は、第四十五条の四第一項において読み替えて準用する第六条の二十四第一項に規定する日とする。

2 法第三百十二条第七項に規定する政令で定める日は、第四十五条の四第二項において読み替えて準用する第六条の二十四第二項に規定する日とする。

(法第三百十二条第五項の政令で定める日)

第四十八条の二 法第三百十二条第五項に規定する政令で定める日は、同条第三項第一号に掲げる法人で法第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十七条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第三百十二条第三項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第三百

「とあるのは「法第三百十二条第三項第一号」と、「法第五十三条第二項」とあるのは「法第三百二十二条の八第二項」と読み替えるものとする。

二十二条の八第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日とする。

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 法第三百十四条の八に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十二条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額及び同法第一百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この項及び第五項において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（当該年の前年以前三年内の各年）において課されたものとみなす。）の額のうち同法第九十五条及び第一百六十五条の六の規定並びに 法第三十七条の三及び 第三百十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 法第三百十四条の八に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十二条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この項及び第五項において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（当該年の前年以前三年内の各年）において課されたものとみなす。）の額のうち所得税法第九十五条、 法第三十七条の三及び 法第三百十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度

額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得稅等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられるものとなる当該超える部分の額は、同条の規定の適用については、当該年において課された外国の所得稅等の額とみなす。

3 及び 4 略

5 当該年において課された外国の所得稅等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得税等の額で法第三百四十四条の八の規定により控除することができたもののうちに当該前年以前三年内の各年の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る同条の規定により

外国の所得稅等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の市町村民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前年以前三年内の各年の中最も古い年のものから順次に、かつ同一の年のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算して計算する。この場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除

額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得稅等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられるものとなる当該超える部分の額は、法第三百四十四条の八の規定の適用については、当該年において課された外国の所得稅等の額とみなす。

3 及び 4 略

5 当該年において課された外国の所得稅等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得税等の額で法第三百四十四条の八の規定により控除することができたもののうちに当該前年以前三年内の各年の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る法第三百四十四条の八の規定により外国の所得稅等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の市町村民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前年以前三年内の各年の中最も古い年のものから順次に、かつ同一の年のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算して計算する。この場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除

余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

6 法第三百十四条の八の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得税法第九十五条の規定により同条第一項に規定する外国の所得税の額を控除する年度の翌年度分及び同法第六十五条の六の規定により同条第一項に規定する外国の所得税の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額についてするものとする。

7 及び 8 略

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十二 法第三百二十二条の七の二第一項に規定する国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）による老齢

を支給事由とする

年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）。

以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という

。）第一条の規定による改正前の国民年金法（次条第二号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金

余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

6 法第三百二十二条の七の二第一項に規定する国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

7 及び 8 略

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十二 法第三百二十二条の七の二第一項に規定する国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）。

以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という

。）第一条の規定による改正前の国民年金法（次条において「旧国民年金法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金

保険法（次条第三号において「旧厚生年金保険法」という。）による

老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

保険法（次条において「旧厚生年金保険法」という。）による

老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第一百二十九号）（次条において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）（次条において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

六　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

2　法第三百二十一条の七の二第一項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

2　法第三百二十一条の七の二第一項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次条第四号において「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（次条第五号及び第六号において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

三 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第二百五十三号）（次条第九号において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次条第八号において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次条第一号において「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次条第一号において「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

五 移行農林年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。次条第七号において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

3 略

（特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位）

第四十八条の九の十三 同一の特別徴収対象年金所得者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第三百二十一条の七の四第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。

一〇四 略

五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

六〇九 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における市町村民税の所得割の徴収猶予の申請手続等）

二 移行農林年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。次条において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

3 略

（特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位）

第四十八条の九の十三 同一の特別徴収対象年金所得者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第三百二十一条の七の四第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。

一〇四 略

五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

六〇九 略

第四十八条の九の十八

法第三百二十二条の七の十二第一項に規定する合

意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

- 一 相互協議（法第三百二十二条の七の十二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。
- 二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。
- 三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 法第三百二十二条の七の十二第二項の規定により担保を徴する場合は、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する

3 法第三百二十二条の七の十二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする所得割の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二 法第三百二十二条の七の十二第一項に規定する所得割額並びにその年度及び納期限

三 前号の所得割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超える、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関する参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の七 第八条の十八の規定は、法第三百二十二条の八第十項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十八中「法第五十三条第十項」とあるのは「法第三百二十二条の八第十項」と、「法第五十三条第九項」とあるのは「法第三百二十二条の八第十項」と

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の七 第八条の十八の規定は、法第三百二十二条の八第十項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十八中「法第五十三条第十項」とあるのは「法第三百二十二条の八第十項」と

「一条の八第九項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の十三 第八条の二十四の規定は、法第三百二十二条の八第十六項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十四中「法第五十三条第十六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十六項」と、「法第五十三条第十五項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十二条の八第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第百四十四条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び 同法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

(外国の法人税等の額の控除)

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件) 第四十八条の十一の十三 第八条の二十四の規定は、法第三百二十二条の八第十六項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十四中「法第五十三条第十六項」とあるのは「法第三百二十二条の八第十六項」と

書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

第四十八条の十三 法第三百二十二条の八第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第二百四十五条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第二百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において

第四十八条の十三 法第三百二十二条の八第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第二百四十五条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第二百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において

、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条、第八十一条の十五及び第一百四十四条の二の規定並びに地方法人税法第十二条第一項から第三項までの規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 及び 4 略

5 | 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十七条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 | 9 | 略

10 | 内国法人又は外国法人（法第二百九十二条第一項第二号口に規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）、適格分割（同法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう

、前二年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条、第八十一条の十五及び第一百四十四条の二の規定並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 及び 4 略

5 | 8 | 略

9 | 内国法人又は外国法人（法第二百九十二条第一項第三号口に規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）、適格分割（同法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう

。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同法第二条第十二条の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第二条第十二条の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）又は現物出資法人（同法第二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）（第十五項、第二十二項及び第二十五項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係（

。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同法第二条第十二条の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第二条第十二条の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）又は現物出資法人（同法第二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）（第十四項、第二十一項及び第二十四項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係（

法人税法第二条第十二条の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）がある他の連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 略

11 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 略

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第二号において「合併事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法

法人税法第二条第十二条の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項及び第二十項において同じ。）がある他の連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 略

10 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 略

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法

人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

12| 第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び二 略

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十四項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11| 第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一及び二 略

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

13| 第十項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみな

12| 第九項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみな

された額を除く。）は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14| 第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十二項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

15| 第十項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合に

された額を除く。）は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

13| 第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十一項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14| 第九項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合に

は、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第十一項から前項までの規定を適用する。

16| 第十項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
一 略

二 市町村民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（第九項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十六項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第百九十四条第三項に規定す

は、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

15| 第九項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 市町村民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（第八項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第百九十四条第三項に規定す

る調整国外所得金額（第二十六項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十六項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）

口 略

- 17| 第十項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。
- 18| 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十八項において同じ。）開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とする。
- 19| 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二条の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項において「分割承継法

- 16| 第九項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。
- 17| 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。）開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とする。
- 18| 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二条の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二条の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項において「分割承継法

人等」という。)が第十項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第九項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、第十項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

20 法第三百二十二条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

21 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第一百四十四条の三第一項若しくは第一百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人(同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)(以下この条において「所得等申告法人」という。)の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十二条の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のう

人等」という。)が第九項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第八項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、第九項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19 法第三百二十二条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

20 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第一百四十四条の三第一項若しくは第一百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人(同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)(以下この条において「所得等申告法人」という。)の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十二条の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のう

ち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

22| 略

23| 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

24| 第二十二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等

ち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

21| 略

22| 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

23| 第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等

の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一〇三 略

25 第二十二項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあっては、当該開始の日が最早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日ま

の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一〇二 略

24 第二十一項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあっては、当該開始の日が最早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日ま

での期間)は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

26 第二十二項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一及び二 略

27 第二十二項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長)に提出した場合に限り、適用する。

略

28 適格分割等に係る所得等申告法人が第二十二項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第二十二項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税

での期間)は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

25 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未游外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一及び二 略

26 第二十一項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未游外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長)に提出した場合に限り、適用する。

略

27 適格分割等に係る所得等申告法人が第二十一項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未游外国法人税等額のうち、第二十一項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未游外国法人税

等額とみなされる金額は、ないものとする。

30| 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十二条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十二条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数）に按分して計算した額とする。

31| 法第三百二十二条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第九項又は第二十一項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある

等額とみなされる金額は、ないものとする。

29| 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十二条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十二条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数）に按分して計算した額とする。

30| 法第三百二十二条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第八項又は第二十項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の三 略

2 略

3 法第三百二十二条の十一の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一〇三 略

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超えるか、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所)その他担保に関する参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の三 略

2 略

3 法第三百二十二条の十一の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一〇二 略

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所)その他担保に関する参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の四 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の四 略

3 法第三百二十二条の十一の三第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことと証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一～三 略

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超えるか、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等)

第四十九条の十二 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
二及び三 略

3 法第三百二十二条の十一の三第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことと証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一～三 略

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等)

第四十九条の十二 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
二及び三 略

(法第三百四十八条第二項第十号の五の政令で定める者等)

第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、國家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振兴・共済事業団及び医療法人

三 略
2 略

第四十九条の十四 削除

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者)

第四十九条の十四 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、國家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振兴・共済事業団及び医療法人

三 略
2 略

第四十九条の十四 削除

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者)

第四十九条の十四 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四十九条の十五 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人、公益財團法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二～六 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一～十 略

(法第三百四十八条第二項第十号の八の固定資産)

第四十九条の十六 法第三百四十八条第二項第十号の八に規定する政令で定める固定資産は、更生保護事業法第二条第二項に規定する継続保護事業、同条第三項に規定する一時保護事業及び同条第四項に規定する連絡助成事業の用に供する固定資産とする。

(法第三百四十八条第二項第十号の八の固定資産)

第五十条 法第三百四十八条第二項第十一号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、事務所、医療施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施

(法第三百四十八条第二項第十号の九の固定資産)

第四十九条の十六 法第三百四十八条第二項第十号の九に規定する政令で定める固定資産は、更生保護事業法第二条第二項に規定する継続保護事業、同条第三項に規定する一時保護事業及び同条第四項に規定する連絡助成事業の用に供する固定資産とする。

二～六 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の九に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一～十 略

(法第三百四十八条第二項第十号の九の固定資産)

第四十九条の十六 法第三百四十八条第二項第十号の九に規定する政令で定める固定資産は、更生保護事業法第二条第二項に規定する継続保護事業、同条第三項に規定する一時保護事業及び同条第四項に規定する連絡助成事業の用に供する固定資産とする。

(法第三百四十八条第二項第十号の九の固定資産)

第五十条 法第三百四十八条第二項第十一号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、事務所、医療施設、介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施

設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第三百四十八条第二項第十三号の固定資産)

第五十一条 法第三百四十八条第二項第十三号に規定する日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「事業団」という。）が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下この条において「事業団法」という。）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 事業団が事業団法第二十三条第一項第一号から第五号まで若しくは第十号又は第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のもの

イ及びロ 略

二 事業団が事業団法第二十三条第一項第九号に規定する業務の用に供する固定資産のうち事業団が所有し、かつ、経営する次に掲げる施設において直接その用に供するもの（イに掲げる施設において直接その用に供する固定資産にあつては、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものを除く。）

イヽニ 略

三 事業団が事業団法附則第五条第一項の規定により承継し、かつ、事業団法第二十三条第一項第六号から第九号まで、第二項又は第三項第

設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第三百四十八条第二項第十三号の固定資産)

第五十一条 法第三百四十八条第二項第十三号に規定する日本私立学校振興・共済事業団（以下本条において「事業団」という。）が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下本条において「事業団法」という。）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 事業団が事業団法第二十三条第一項第一号から第五号まで若しくは第九号又は第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のもの

イ及びロ 略

二 事業団が事業団法第二十三条第一項第八号に規定する業務の用に供する固定資産のうち事業団が所有し、かつ、経営する次に掲げる施設において直接その用に供するもの（イに掲げる施設において直接その用に供する固定資産にあつては、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものを除く。）

イヽニ 略

三 事業団が事業団法附則第五条第一項の規定により承継し、かつ、事業団法第二十三条第一項第六号から第八号まで、第二項又は第三項第

一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する事務所（事業団が承継した日の前日において事業団法附則第七十二条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第四項の規定の適用があつたものに限る。）

（法第三百四十八条第二項第三十号の固定資産）

第五十一条の十一 法第三百四十八条第二項第三十号に規定する日本下水道事業団が日本下水道事業団法第二十六条第一項第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一～三 略

四 日本下水道事業団法第二十六条第一項第七号に規定する業務（下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練に関する業務を除く。）の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第三十号の固定資産）

第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する事務所（事業団が承継した日の前日において事業団法附則第七十二条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第四項の規定の適用があつたものに限る。）

（法第三百四十八条第二項第三十号の固定資産）

第五十一条の十一 法第三百四十八条第二項第三十号に規定する日本下水道事業団が日本下水道事業団法第二十六条第一項第四号又は第五号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一～二 略

四 日本下水道事業団法第二十六条第一項第四号に規定する業務（下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練に関する業務を除く。）の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第三十号の固定資産）

第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 宿舎（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第十号に規定する近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舎を除く。）の用に供する固定資産

2 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業技術研究機構法の一部

を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号。以下この項において「機構法改正法」という。）附則第四条第一項の規定により承継し、かつ、直接農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、機構法改正法附則第四条の規定による解散前の生物系特定産業技術研究推進機構が機構法改正法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二条の規定により同条の規定による廃止前の農業機械化研究所から承継した家屋及び償却資産とする。

（法第三百四十八条第二項第三十七号の固定資産）

第五十一条の十五の三 法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する国

立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法第十一條第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるの以外のものとする。

一及び二 略

（法第三百四十八条第二項第三十八号の固定資産）

二 宿舎（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法 第十四条第一項第十号に規定する近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舎を除く。）の用に供する固定資産

2 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 が独立行政法人農業・食

品産業技術総合研究機構 を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号。以下この項において「機構法改正法」という。）附則第四条第一項の規定により承継し、かつ、直接農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、機構法改正法附則第四条の規定による解散前の生物系特定産業技術研究推進機構が機構法改正法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二条の規定により同条の規定による廃止前の農業機械化研究所から承継した家屋及び償却資産とする。

（法第三百四十八条第二項第三十七号の固定資産）

第五十一条の十五の三 法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する国

立研究開発法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法第十一條第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該 業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるの以外のものとする。

一及び二 略

（法第三百四十八条第二項第三十八号の固定資産）

第五十一条の十五の四 法第三百四十八条第二項第三十八号に規定する国

立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産)

第五十一条の十五の五 法第三百四十八条第二項第三十九号に規定する国

立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産)

第五十一条の十五の八 法第三百四十八条第二項第四十二号に規定する国

立研究開發法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

第五十一条の十五の四 法第三百四十八条第二項第三十八号に規定する独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

第十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産)

第五十一条の十五の五 法第三百四十八条第二項第三十九号に規定する独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法

第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産)

第五十一条の十五の八 法第三百四十八条第二項第四十二号に規定する独立行政法人医薬基盤研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十五条第一号イ

に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第四十三号の固定資産)

第五十一条の十五の九

法第三百四十八条第二項第四十三号に規定する國立研究開発法人森林総合研究所が國立研究開発法人森林総合研究所法第十一条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第十一項の設備)

第五十二条の三の二 法第三百四十九条の三第十一項に規定する國立研究

開発法人日本原子力研究開発機構が設置する國立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第十七条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する設備のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産)

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十六項に規定する國立研究開発

法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接國立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

(法第三百四十八条第二項第四十三号の固定資産)

第五十一条の十五の九

法第三百四十八条第二項第四十三号に規定する独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第十一項の設備)

第五十二条の三の二 法第三百四十九条の三第十一項に規定する独立行政

法人日本原子力研究開発機構が設置する独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十七条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する設備のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産)

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十六項に規定する独立行政法人

宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一〇三 略

(法第三百四十九条の三第十七項の家屋及び償却資産)

第五十二条の九 法第三百四十九条の三第十七項に規定する國立研究開発

法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接國立研究開発法人海洋研究開発機構法第十七条第一項第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の償却資産)

第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三第二十一項に規定する政令で

定める償却資産は、次に掲げるものとする。

一 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一項第一号又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十二条第一号に規定する業務の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

イ 及びロ 略

二 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条

第一項第二号に規定する業務の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものであつて、その実施に要する費用の全額について国から出資又は補助を受けて行われる研究開発（その企業化が困難な技術に関するものに限る。）で総務省令で定めるものの用に供する償却資

一〇二 略

(法第三百四十九条の三第十七項の家屋及び償却資産)

第五十二条の九 法第三百四十九条の三第十七項に規定する独立行政法人

海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人海洋研究開発機構法第十七条第一項第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の償却資産)

第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三第二十一項に規定する政令で

定める償却資産は、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一項第一号又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十二条第一号に規定する業務の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

イ 及びロ 略

二 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第十五条

第一項第二号に規定する業務の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものであつて、その実施に要する費用の全額について国から出資又は補助を受けて行われる研究開発（その企業化が困難な技術に関するものに限る。）で総務省令で定めるものの用に供する償却資

産とする。

イ及びロ 略

(法第三百四十九条の三第二十二項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十の五 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。

- 一 国立研究開発法人科学技術振興機構法第十八条第一号又は第三号（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する業務の用に供する償却資産のうち事務所又は宿舎の用に供する償却資産以外のもの
- 二 国立研究開発法人科学技術振興機構法第十八条第六号イに規定する業務の用に供する家屋で次に掲げるもの

イ 国立研究開発法人科学技術振興機構法第十八条第六号イに規定する外国の研究者のための宿舎の用に供する家屋のうち総務省令で定めるもの以外のもの

ロ 略

- 三 国立研究開発法人科学技術振興機構法第十八条第八号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産のうち事務所、宿舎その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産以外のもの

(法第三百四十九条の三第二十三項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十三項に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業

産とする。

イ及びロ 略

(法第三百四十九条の三第二十三項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十の五 法第三百四十九条の三第二十三項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人科学技術振興機構法 第十八条第一号又は第三号（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する業務の用に供する償却資産のうち事務所又は宿舎の用に供する償却資産以外のもの
- 二 独立行政法人科学技術振興機構法 第十八条第六号イに規定する業務の用に供する家屋で次に掲げるもの

イ 独立行政法人科学技術振興機構法 第十八条第六号イに規定する外国の研究者のための宿舎の用に供する家屋のうち総務省令で定めるもの以外のもの

ロ 略

- 三 独立行政法人科学技術振興機構法 第十八条第八号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産のうち事務所、宿舎その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産以外のもの

(法第三百四十九条の三第二十三項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十三項に規定する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 が所有し、かつ、直接農業

機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第三十三項の政令で定める者)

第五十二条の十の十一 法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(法第三百四十九条の三第三十四項の償却資産)

第五十二条の十の十二 法第三百四十九条の三第三十四項に規定する政令で定める償却資産は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務のうち次に掲げるもので総務省令で定めるものの用に供する償却資産（事務所又は宿舎の用に供するものを除く。）とする。

- 一 医療分野の基礎研究又は医療分野の基盤的研究開発（医療分野の共通的な研究開発又は医療分野の研究開発であつて多数部門の協力を要する総合的なものをいう。）に係る業務
- 二 治験又は臨床研究に係る業務（その実施に要する費用について国から出資又は補助を受けて行われるものに限る。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、企業化が困難な技術に関する医療分野の研究開発（その実施に要する費用の全額について国から出資又は補

機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

助を受けて行われるものに限る。)

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号及び第一号の二に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業並びに同項第四号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十二万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十七万円

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業並びに同項第四号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十一万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十六万円

とする。

- 3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十六万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）の数の合計数に四十七万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十六万円 を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

- 2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と

とする。

- 3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十四万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）の数の合計数に四十五万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

- 2 法第七百三条の五に規定する基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と

特定同一世帯所属者の数の合計数に二十六万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に四十七万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）十分の二

三及び四 略

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十項）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市

特定同一世帯所属者の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に四十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）十分の二

三及び四 略

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第二十九項）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市

「町村内」又は「市町村民税額」とあるのはそれぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び第三百二十二条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十二条の八第二十四項」と、同条第八項中「百分の九・七」とあるのは「百分の十二・九」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十二条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる」とあるのは「とができるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第九項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち同条第二十四項の規定により控除することができた額が都民

「町村内」又は「市町村民税額」とあるのはそれぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び第三百二十二条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十二条の八第二十四項」と、同条第七項中「百分の九・七」とあるのは「百分の十二・九」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十二条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる」とあるのは「とができるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第八項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち同条第二十四項の規定により控除することができた額が都民

税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法

本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の七まで、第百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から

第八条の四まで、第九条第十

二項、第九条の二の二から第十条まで、第十一项の六、

第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第二十九条の八まで、第三十

条の二から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条まで

税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法

本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の七まで、第百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条から第八条の四まで、第九条第十

二項、第九条の二の二から第十条まで、第十一项の六、

第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第二十九条の八まで、第三十

条の二から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条まで

の規定とする。

附 則

の規定とする。

附 則

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)

第五条の二 当分の間、第八条の六第一項に規定する予定申告法人の当該事業年度の前事業年度の法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における第八条の六第一項及び第六項の規定の適用については、同条第一項及び第六項中「第四十二条の五第五項」とあるのは、「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」とする。

2| 当分の間、第八条の六第二項第一号に規定する被合併法人の最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における第八条の六第二項第一号の規定の適用については、同号中「第四十二条の五第五項」とあるのは、「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」とする。

3| 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第十一項に規定する連結法人の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項、第八条の二十三第一項、第四十八条の十一の二第一項、第四十八条の十一の六第一項、第四十八条の十一の九第一項及び第四十八条の十二第一項の規定の適用については、第八条の十三第一項、第八条の十

<p>第五条の二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措</p>	<p>の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の五第五項」とあるのは「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」と、第四十八条の十一の二第一項中「第八条の十三第一項」とあるのは「附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項」と、第四十八条の十一の六第一項中「第八条の十七第一項」とあるのは「附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項」と、第四十八条の十一の九第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の十二第一項中「第八条の二十三第一項」とあるのは「附則第五条の二第二項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項」とする。</p>
---	--

置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定による改正前の租税特別措置法第三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条

置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定による改正前の租税特別措置法第三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条

の十第五項、 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第 十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によること とされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは 第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八 年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる 同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八 項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別 措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条 において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第 三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改 正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項 若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によ りなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条 の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項又は所得税 法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条 第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による 改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算され た金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
第八条の六第一 項及び第六項、 第八条の十三第 一項、第八条の により加算された金額

の十第五項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第 十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によること とされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは 第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八 年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる 同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八 項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別 措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条 において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第 三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改 正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項 若しくは平成十年租税特別措置法改正法附则第二十条第四項の規定によ りなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条 の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定によ り法人税額について
第八条の六第一 項、 第八条の十三第 一項、第八条の により加算された金額

条第一項の規定によりその例による」ととされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例に

条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号）附則第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例に

によることとされる同法第十二
条の規定による改正前の租税
特別措置法第四十二条の八第
六項若しくは第七項若しくは
第四十二条の十一第六項若し
くは第七項、所得税法等の一
部を改正する等の法律（平成
十八年法律第十号）附則第百
六条の規定によりその例によ
ることとされる同法第十三条
の規定による改正前の租税特
別措置法第四十二条の十一第
十一項若しくは第十二項、所
得税法等の一部を改正する法
律（平成十九年法律第六号）
附則第八十九条、第九十条第
六项、第九十一条若しくは第
九十二条の規定によりその例
によることとされる同法第十
二条の規定による改正前の租
税特別措置法第四十二条の六
第六項若しくは第七項、第四
十二条の七第六項（租税特別

よることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別

措置法の一部を改正する法律

(平成四年法律第十四号) 附

則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税

特別措置法第四十二条の七第六項を含む。) (租税特別措

置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附

則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。) (租税特別措

置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附

則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。) (租税特別措

置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附
則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項において準用する場合を含む。) (若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号) 附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規

措置法の一部を改正する法律

(平成四年法律第十四号) 附

則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税

特別措置法第四十二条の七第六項を含む。) (租税特別措

置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附

則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。) (租税特別措

置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附

定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年

定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年

法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条

法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条

項第一号	第八条の六第二	
若しくは第八項若しく	第六十二条の三第一項	の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一部若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により計算された金額（同条第六項又是第七項の規定により控除された金額に限る。）
は第八項（租税特別措置法の	第六十二条の三第一項	第六十二条の三第一項若しくは第八項（租税特別措置法の

項	第八条の六第二	
若しくは第八項若しく	第六十二条の三第一項	の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一部若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項
は第八項（租税特別措置法の	第六十二条の三第一項	第六十二条の三第一項若しくは第八項（租税特別措置法の

は第六十三条第一項の
規定により加算された
金額

一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八项を含む。）、第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第

は第六十三条第一項

一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第

九十二条若しくは第九十五条
第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条
の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六

九十二条若しくは第九十五条
第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条
の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六

第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第七項若しくは第七条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規

第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第七項若しくは第七条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規

定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項

定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項

、租税特別措置法等の一部を
改正する法律（平成二十四年
法律第十六号）附則第二十二
条の規定によりなお効力を有
することとされる同法第一条
の規定による改正前の租税特
別措置法第四十二条の十第五
項、租税特別措置法の一部を
改正する法律（平成三年法律
第十六号）附則第十四条第三
項の規定によりその例による
こととされる同法による改正
前の租税特別措置法第六十三
条の二第一項、租税特別措置
法の一部を改正する法律（平
成八年法律第十七号）附則第
十五条第三項の規定によりそ
の例によることとされる同法
による改正前の租税特別措置
法第六十三条の二第一項若し
くは租税特別措置法等の一部
を改正する法律（平成十年法
律第二十三号）附則第二十条

、租税特別措置法等の一部を
改正する法律（平成二十四年
法律第十六号）附則第二十二
条の規定によりなお効力を有
することとされる同法第一条
の規定による改正前の租税特
別措置法第四十二条の十第五
項、租税特別措置法の一部を
改正する法律（平成三年法律
第十六号）附則第十四条第三
項の規定によりその例による
こととされる同法による改正
前の租税特別措置法第六十三
条の二第一項、租税特別措置
法の一部を改正する法律（平
成八年法律第十七号）附則第
十五条第三項の規定によりそ
の例によることとされる同法
による改正前の租税特別措置
法第六十三条の二第一項若し
くは租税特別措置法等の一部
を改正する法律（平成十年法
律第二十三号）附則第二十条

第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）

第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項

				第五項までの規定
第四十八条の十 第一の二第一項	第八条の十三第一項	第八条の十三第一項	第八条の六第一項から	読み替えて適用される第八条の六第一項から第五項までの規定
第四十八条の十 一の六第一項	第八条の十七第一項	第八条の十七第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項
第四十八条の十 一の九第一項	第八条の二十第一項	第八条の二十第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項
第四十八条の十 一の十二第一項	第八条の二十三第一項	第八条の二十三第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項	読み替えて適用される第八条の二十三第一項

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続)

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続)

第六条の二 略 (法人の事業税に係る特例)

第六条の二 略 (法人の事業税に係る特例)

2及び3 略

- 4 法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項及び第十四項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第二十四条第三項に規定する外国法人にあつては、法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所。以下この項において同じ。）の従業者のうち法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定するその他の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。
- 5 第二十条の二の十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。
- 6 法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等）

第七条 略

2及び3 略

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等）

第七条 略

16 法附則第十一條第十二項に規定する農林漁業經營の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 法附則第十一條第十二項の資金（次号）に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第九号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第五号若しくは第七号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が保管若しくは加工又は共同計算センターの用に供する家屋

16 法附則第十一條第十二項に規定する農林漁業經營の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が製造又は

三 沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合

17
20 略

加工の用に供する家屋

21 法附則第十一條第十四項第一号に規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）のうち、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

（心身障害者を多数雇用する事業所等）

第九条 法附則第十一條の四第一項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同条第二項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当

17
20 略

21 法附則第十一條第十四項第一号に規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）であつて、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

（心身障害者を多数雇用する事業所等）

第九条 法附則第十一條の四第一項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当

該重度心身障害者の数を加算した数)と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数(以下この項において「雇用心身障害者数」という。)が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者(短時間労働者を除く。)の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

2 略

(法附則第十一條の四第四項の改修工事等)

第九条の三 法附則第十一條の四第四項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものは、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件を満たす改修工事とする。

一次に掲げる工事に要した費用の額の合計額が、法附則第十一條の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅(次項において「住宅性能向上改修住宅」という。)の同条第四項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が三百万円を超える場合については、三百万円)以上であること。

イ 増築、改築、建築基準法第二條第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替

ロ 第三十七条の十六第一号に規定する共同住宅等の居住の用に供するためには、独立的に区画された一の部分について行う次に掲げるいづ

該重度心身障害者の数を加算した数)と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数(以下この項において「雇用心身障害者数」という。)が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者(短時間労働者を除く。)の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

2 略

れかの修繕又は模様替（イに掲げる工事に該当するものを除く。）

(1) 当該独立的に区画された一の部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替

(2) 当該独立的に区画された一の部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要な間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

(3) 当該独立的に区画された一の部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

ハ 法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅（以下の項において「改修工事対象住宅」という。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（イ及びロに掲げる工事に該当するものを除く。）

二 改修工事対象住宅について行う建築基準法施行令第三章及び第五章の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（いから今までに掲げる工事に該当するものを除く。）

ホ 改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議し

て定める法附則第十五条の九第四項に規定する高齢者等（以下この
ホにおいて同じ。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容
易性の向上に資する修繕又は模様替（イからニまでに掲げる工事に
該当するものを除く。）

～改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議し
て定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模
様替（イからホまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ト 改修工事対象住宅について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を
防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成
十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止
する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該改修工事対象住宅
の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協
議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、イからヘ
までに掲げる工事に該当するものを除く。）

二 前号イからヘまでに掲げる工事に要した費用の額の合計額が百万円
を超えること。

三 第一号ニからトまでに掲げる工事のうちいづれか一の工事に要した
費用の額が五十万円を超えること。

2 法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事を行つた改修工事対象
住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要
件のいづれにも該当するものとする。
一 床面積が五十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のもので
あること。

二 第三十七条の十八第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める自動車は、道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている同法第二条第二項に規定する自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第百十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第三項の規定により番号及び標識を付されたものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 警察の用に供する電気通信設備

を設置し、及び管理する者

警察の用に供する電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（第三号において「電気通信設備」という。）の電源の用途（）通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。第三号において同じ。

二 自衛隊の使用する機械を管理する者

自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第百四十四条第一項の規定により道路運

2	法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する通信の用に供する機械又は自動車に類するものとして政令で定めるものは、レーダー、射撃統制装置その他総務省令で定めるものとする。	3	6	略	
7	法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する 加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該 事業の 事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	木 材			
2	法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する陶磁器製造業、木材 加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	略	3	5	
三	消防庁及び地方公共団体	備の電源の用途	消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途	動力源の用途	送車両法の規定が適用されない自動車で同条第三項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。その他これらに類する機械で総務省令で定めるものの電源又は

		鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業	略
8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用	略	堆肥製造業で総務省令で定めるもの	堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

		鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業	略
7 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用	略	たい肥製造業で総務省令で定めるもの	たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途

する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成三十年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

9及び10 略

11 法附則第十二条の二の七第五項に規定する政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定とする。

する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成二十七年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

8及び9 略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。
一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イヽホ 略

ヘ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その容積が六千立方メートル以上のものであること。

(2) (4) 略

イヽホ 略

ヘ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その容積が三千立方メートル以上のものであること。

(2) (4) 略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イヽホ 略

ヘ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その容積が六千立方メートル以上のものであること。

(2) (4) 略

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その床面積が三千平方メートル（当該一般倉庫の階数が二以上の中のあつては、六千平方メートル）以上のものであること。

(2) 及び(3) 略

二 略

3 及び 4 略

5 法附則第十五条第四項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

6 ～ 9 略

10 法附則第十五条第十一項に規定する設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる設備で総務省令で定めるものとする。

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その床面積が千五百平方メートル（当該一般倉庫の階数が二以上の中のあつては、三千平方メートル）以上のものであること。

(2) 及び(3) 略

二 略

3 及び 4 略

5 法附則第十五条第四項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

6 ～ 9 略

10 法附則第十五条第九項に規定する設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる設備で総務省令で定めるものとする。

一 略

二 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備であつて、一基の取得価額が四千万円以上の設備

11 法附則第十五条第十三項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

12 法附則第十五条第十三項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

13 法附則第十五条第十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一～三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十三項に規定する

特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

14 法附則第十五条第十四項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を當む者として総務省令で定めるものとする。

一 略

二 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備であつて、一基の取得価額が二千万円以上の設備

11 法附則第十五条第十一項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

12 法附則第十五条第十一項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

13 法附則第十五条第十一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一～三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十一項に規定する

特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

14 法附則第十五条第十二項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を當む者として総務省令で定めるものとする。

15 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

16 法附則第十五条第十七項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる施設を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる施設を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

17 法附則第十五条第十七項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一〇四 略

18 法附則第十五条第十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階數十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準

15 法附則第十五条第十四項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

16 法附則第十五条第十五項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる施設を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

17 法附則第十五条第十五項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一〇四 略

18 法附則第十五条第十六項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階數十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準

法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

19 法附則第十五条第十九項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

20 法附則第十五条第二十項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとする。

21 法附則第十五条第二十一項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一～三 略

22 法附則第十五条第二十一項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

19 法附則第十五条第十七項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

20 法附則第十五条第十八項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとする。

21 法附則第十五条第十九項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一～三 略

22 法附則第十五条第十九項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

23 法附則第十五条第二十二項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

24 法附則第十五条第二十二項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

25 法附則第十五条第二十三項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〇六 略

26 法附則第十五条第二十六項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、

同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

27 法附則第十五条第二十七項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。

23 法附則第十五条第二十項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

24 法附則第十五条第二十項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

25 法附則第十五条第二十一項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〇六 略

26 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、

同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

27 法附則第十五条第二十五項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。

28

法附則第十五条第二十八項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

29

法附則第十五条第二十八項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一〇三 略

30

法附則第十五条第二十九項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

31

法附則第十五条第三十一項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第六十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。）への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

法附則第十五条第三十二項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

28

法附則第十五条第二十六項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

29

法附則第十五条第二十七項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

30

法附則第十五条第二十九項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

31

法附則第十五条第三十一項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第六十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。）への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

法附則第十五条第三十項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

33 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

34 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。
。◦

一及び二 略

35 法附則第十五条第三十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一～三 略

36 法附則第十五条第四十一項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、機械及び装置で一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。以下この項において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が四千万円以上のもの並びに器具及び備品（専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして総務省令で定めるものに限る。）で一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

37 法附則第十五条第四十二項に規定する家屋及び償却資産で政令で定め

一及び二 略

33 法附則第十五条第三十項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

34 法附則第十五条第三十項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。
。◦

一及び二 略

35 法附則第十五条第三十五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一～三 略

36 法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、機械及び装置で一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。以下この項において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が四千万円以上のもの並びに器具及び備品（専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして総務省令で定めるものに限る。）で一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

37 法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産で政令で定め

るものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

38 法附則第十五条第四十三項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条の二 略

2 略

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社（以下この項及び次条において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、北海道旅客会社等に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

（前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等）

第十五条 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら

るものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

2 略

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条の二 略

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社（以下この項及び次条において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、北海道旅客会社等に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

（前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等）

第十五条 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら

れた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成二十七年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十七年度一般農地等」という。）、同条第六項第三号に掲げる農地で平成二十八年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十八年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で平成二十九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十九年度一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成二十七年度一般農地等にあつては平成二十六年度、平成二十八年度一般農地等にあつては平成二十七年度、平成二十九年度一般農地等にあつては平成二十八年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という

れた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成二十四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十四年度一般農地等」という。）、同条第六項第三号に掲げる農地で平成二十五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十五年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で平成二十六年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十六年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で平成二十七年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十七年度一般農地等」という。）又は同条第六項第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成二十四年度一般農地等にあつては平成二十三年度、平成二十五年度一般農地等にあつては平成二十四年度、平成二十六年度一般農地等にあつては平成二十五年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という

。)において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成二十七年度一般農地等にあつては平成二十七年度分、平成二十八年度一般農地等にあつては平成二十九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十六年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当

。)において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成二十四年度一般農地等にあつては平成二十四年度分、平成二十五年度一般農地等にあつては平成二十五年度分、平成二十六年度一般農地等にあつては平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十三年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当

する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十七年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十八年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用及び適用する場合においては、特別区並びに同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の六の三 前条第一項の規定は、道府県民税の所得割の納稅義務者が法附則第三十五条の三第一項に規定する未成年者口座管理契約(第四項において「未成年者口座管理契約」という。)に基づき同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等(第三項から第五項までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。)の譲渡をした場合について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは、「附則第三十五条の三の二第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは、「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、法附則第三十五条の三第二項に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、前条第二項中「附則第三十五条の二第二項」とあるのは、「附則第三十五条の二の二

する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用及び適用する場合においては、特別区並びに同項の市の区の区域は、一の市の区域とみなす。

「第二項」と、「規定する事由」とあるのは「規定する事由又は法附則第三十三条の二の二第一項に規定する未成年者口座（第五項において「未成年者口座」という。）及び法附則第三十五条の三の三第三項に規定する課税未成年者口座（第五項において「課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納稅義務者の同条第三項に規定する基準年（第五項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由（第五項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第一項中「附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

4 前条第三項の規定は、市町村民税の所得割の納稅義務者が未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合について準用する。この場合において、同項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるも

のとする。

5| 前条第三項の規定は、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する
市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに
契約不履行等事由が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第八項第
一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があ
つたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条
第三項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五
条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成
年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には
同条第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものと
する。

第二条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号））

		改	正	後	改	正	前
		附 則		附 則		附 則	
		(施行期日)		(施行期日)		(施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則	第一条	この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則	第一条	この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則	第一条	この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、附則
第三条	の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。	第三条	第七条及び第八条の規定は、同年四月一日から施行する。	第三条	第七条及び第八条の規定は、同年四月一日から施行する。	第三条	第七条及び第八条の規定は、同年四月一日から施行する。
(地方税法等改正法附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるもの)		(地方税法等改正法附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるもの)		(地方税法等改正法附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるもの)		(地方税法等改正法附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるもの)	
第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（以下「地方税法等改正法」という。）附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるものは、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第六項（同令附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以及其他のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）並びに同令附		第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（以下「地方税法等改正法」という。）附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるものは、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第六項（同令附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）及び		第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（以下「地方税法等改正法」という。）附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるものは、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第六項（同令附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）及び		第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（以下「地方税法等改正法」という。）附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるものは、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第六項（同令附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）及び	

則第五条第七項の規定の適用を受ける課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れのうち、特定課税仕入れ以外のものをいう。）とする。

（地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置）

第三条 略

2 略

3 平成二十七年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての地方税法施行令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第六条の 十一第二項 の次	当該徴収取扱費算定期間 同年九月から十一月まで	略	略	第三十五条の 十七第二項 の次	当該徴収取扱費算定期間 同年九月から十一月まで

則第五条第七項の規定の適用を受ける課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。）とする。

（地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置）

第三条 略

2 略

3 平成二十七年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての地方税法施行令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第六条の 十一第二項 の次 間内	当該徴収取扱費算定期間 同年九月	略	略	第三十五条の 十七第二項 の次 の徴収取扱費算定期間	当該徴収取扱費算定期間 同年九月

4 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十七年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払に

についての二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税法施行令第三十五条の十七、同令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される同令附則第六条の十一及び同令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二十六年改正 令附則第四条 第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税	当該徴収取扱費算定期間 の次	略	二十六年改正 令附則第四条 第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税	当該徴収取扱費算定期間 の次	略
二十六年改正 令附則第四条 第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税	同年九月から十一月まで	略	二十六年改正 令附則第四条 第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税	同年九月から十一月まで	略

についての二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税法施行令第三十五条の十七、同令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される同令附則第六条の十一及び同令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二十六年改正 令附則第四条 第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税	当該徴収取扱費算定期間 の次	略	二十六年改正 令附則第四条 第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税	当該徴収取扱費算定期間 の次	略
二十六年改正 令附則第四条 第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税	同年九月 間内	略	二十六年改正 令附則第四条 第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税	同年九月 間内	略

法施行令附則

第六条の十一

第二項

第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下二の条において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の
十七第一項

第七十二条の百三第三項

保障の安定財源の確保等を図る

法施行令附則

第六条の十一

第二項

第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下二の条において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十七年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の
十七第一項

第七十二条の百三第三項

保障の安定財源の確保等を図る

第七十二条の百四 改正法附則第二条の規定により	<p>税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前的地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項</p>
----------------------------	---

第七十二条の百四 改正法附則第二条の規定により	
第七十二条の百四、地方税法等 改正法附則第二条の規定により	<p>税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によるなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項</p>

		同条第三項	
第七十二条の百五第二項		法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされ たとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二条の百四	なお従前の例によることとされ た旧地方税法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百四
二十九年旧地方税法第七十二条	第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた	第七十二条の百四第三項	第七十二条の百四第三項

		同条第三項	
第七十二条の百五第二項		法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされ たとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百四	なお従前の例によることとされ た旧地方税法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百四
二十七年旧地方税法第七十二条	第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた	第七十二条の百四第三項	第七十二条の百四第三項

			第三十五条の 十七第二項
		第七十二条の百四 方税法第七十二条の百四	第七十二条の百四、地方税法等 改正法附則第二条の規定により なお従前の例によることとされ た旧地方税法第七十二条の百四 及び地方税法等改正法附則第八 条の規定によりなお従前の例に よることとされた二十九年旧地 方税法第七十二条の百四
第七十二条の百三第三項 の百三第三項	第七十二条の百三第三項、地方 税法等改正法附則第二条の規定 によりなお従前の例によること とされた旧地方税法第七十二条 の百三第三項及び地方税法等改 正法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされた 二十九年旧地方税法第七十二条 の百三第三項	第七十二条の百三第三項、地方 税法等改正法附則第二条の規定 によりなお従前の例によること とされた旧地方税法第七十二条 の百三第三項及び地方税法等改 正法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされた 二十七年旧地方税法第七十二条 の百三第三項	第七十二条の百三第三項 方税法第七十二条の百四
第七十二条の百五第二項 の百五第二項	第七十二条の百五第二項、地方 税法等改正法附則第二条の規定 によりなお従前の例によること とされた旧地方税法第七十二条 の百五第二項及び地方税法等改 正法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされた 二十七年旧地方税法第七十二条 の百五第二項及び地方税法等改	第七十二条の百五第二項、地方 税法等改正法附則第二条の規定 によりなお従前の例によること とされた旧地方税法第七十二条 の百五第二項及び地方税法等改	第七十二条の百四 方税法第七十二条の百四

			十一第一項	附則第六条の 十一第一項
同条	附則第九条の七	附則第九条の六第三項	附則第九条の六第三項	正法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされた 二十九年旧地方税法第七十二条 の百五第二項
改正法附則第二条の規定により 法附則第九条の七、地方税法等	附則第九条の七、地方税法等改 正法附則第二条の規定によりな お従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七及び 地方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例による こととされた二十九年旧地方税 法附則第九条の七	附則第九条の六第三項 第三項	附則第九条の六第三項 第三項	正法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされた 二十七年旧地方税法第七十二条 の百五第二項

			十一第一項	附則第六条の 十一第一項
同条	附則第九条の七	附則第九条の六第三項	附則第九条の六第三項	正法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされた 二十七年旧地方税法第七十二条 の百五第二項
改正法附則第二条の規定により 法附則第九条の七、地方税法等	附則第九条の七、地方税法等改 正法附則第二条の規定によりな お従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七及び 地方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例による こととされた二十七年旧地方税 法附則第九条の七	附則第九条の六第三項 第三項	附則第九条の六第三項 第三項	正法附則第八条の規定によりな お従前の例によることとされた 二十六年旧地方税法第七十二条 の百五第二項

法附則第九条の七 こととされた二十九年旧地方税	附則第六条の十一第二項 附則第九条の七	附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税	なお従前の例によることとされ た旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方

法附則第九条の七 こととされた二十七年旧地方税	附則第六条の十一第二項 附則第九条の七	附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方	なお従前の例によることとされ た旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方

附則第九条の六第三項

			附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六
附則第九条の八第二項	附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の八	第三項	附則第九条の八第二項

附則第九条の六第三項

			附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の八
附則第九条の八第二項	附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の八	第三項	附則第九条の八第二項

21

平成二十七年九月から十一月までの期間を徵収取扱費算定期間とする
徵収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八
、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次
の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の下欄に掲げる字句とする。

、平成二十七年九月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十七年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある

還付金等が当該徴収取扱額	内 額)	当該徴収取扱費算定期間	月に還付されたものとみなし、 同月に二十七年旧地方税法第七 十二条の百四の規定により貨物 割に係る旧法還付金等が還付さ れた場合又は同年十月及び十一 月に法第七十二条の百四
旧法還付金等及び還付金等が同	額)との合計額	同年十月及び十一月 十一月	相当する旧法還付金等が同年九 月に還付されたものとみなし、 同月に二十七年旧地方税法第七 十二条の百四の規定により貨物 割に係る旧法還付金等が還付さ れた場合又は同年十月及び十一 月に法第七十二条の百四 該還付金等に相当する額と當 該還付金等に相当する額との合 計額が同年九月に二十七年旧地 方税法第七十二条の百三第三項 の規定により当該道府県に払い 込むべき貨物割として納付され た額の総額（同月に二十七年旧 地方税法第七十二条の百五第二 項の規定により加算されるべき 額がある場合にあつては、これ を加算した額）と同年十月及び 十一月

		附則第六条の 十一第一項		費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に 当該各徴収取扱費算定	
期間内	期間内	当該各徴収取扱費算定期間内に 当該各徴収取扱費算定期間内に	当該各徴収取扱費算定期間内に 当該各徴収取扱費算定期間内に	年十二月から平成二十八年二月 までの徴収取扱費算定期間内に 還付金等として	年十二月から平成二十八年二月 までの徴収取扱費算定期間内に 還付金等として
当該各徴収取扱費算定期間内	当該各徴収取扱費算定期間内	当該各徴収取扱費算定期間内に 当該各徴収取扱費算定期間内に	当該各徴収取扱費算定期間内に 当該各徴収取扱費算定期間内に	年十二月から平成二十八年二月 までの徴収取扱費算定期間内に 還付金等として	年十二月から平成二十八年二月 までの徴収取扱費算定期間内に 還付金等として

附則第六条の二 十一第二項	法附則第九条の七 の二十二分の十

3 された地方消費税又は地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従	又は同年十月及び十一月に法附									
	定期間内に	還付金等として	までの徴収期間内に	旧法還付金等及び還付金等が同	算した額)と同年十月及び十一	ある場合にあつては、これを加	規定期定により加算されるべき額が	額の総額(同月に二十七年旧地	方税法附則第九条の八第二項の	規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された
	徴収期間内に	還付金等が当該徴収期間内に	徴収期間内に	額)	内	当該徴収期間内に	額)	額)	方税法附則第九条の六第三項の	該還付金等に相当する額との合
						同年十月及び十一月	との合計額	額)	定期間内に	計額が同年九月に二十七年旧地
						月				方税法附則第九条の六第三項の

前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十七年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十 七第一項	当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十七年九月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）	第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十七年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の

規定による改正前の地方税法（	以下この条及び附則第六条の十	一において「旧地方税法」とい	う。）第七十二条の百三第三項	の規定により当該道府県に払い	込むべき貨物割として納付され	た額の総額（同月に二十七年旧	地方税法第七十二条の百四及び	二条の百四の規定により貨物割	に係る還付金等（地方税法等改	正法附則第一条第三号に定める	日（以下この項及び附則第六条	の十一第一項において「一部施	行日」という。）前に還付され	た二十七年旧地方税法第七十二	条の百四第三項及び地方税法等	改正法附則第二条の規定により	なお従前の例によることとされ	た旧地方税法第七十二条の百四	第三項に規定する還付金等をい
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

地方税法等改正法」とい 第六条の十一において「 号。以下この条及び附則	成二十四年法律第六十九 一部を改正する法律(平 税法及び地方交付税法の な改革を行うための地方 保等を図る税制の抜本的 社会保障の安定財源の確 月	地方税法等改正法 とする。)と同年十月及び十一 加算されるべき額を加算した額 き額がある場合にあつては当該 二項の規定により加算されるべ 旧地方税法第七十二条の百五第 正法附則第二条の規定によりな お従前の例によることとされた 付金等に相当する額を控除し、 二十七年旧地方税法第七十二条 の百五第二項及び地方税法等改 正法附則第二条の規定によりな う。以下この条において「旧法 還付金等」という。)が還付さ れた場合にあつては当該旧法還
---	---	--

によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間に二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間に二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額に超えるときは、当該超える額に相

当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に二十七年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に法第七十二条の百四、	定期間内	日の属する徵収取扱費算	当該還付金等に相当する額が 還付金等に相当する額が 当該還付金等を還付した	
該還付金等に相当する額との合計額が同年九月に二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定によりなお従前の例により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地				

附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（一部施行日前に還付された二十七年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算

則第九条の六第三項の規定によることとされた旧地方税法附	條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附	及び地方税法等改正法附則第二	地方税法附則第九条の六第三項	取扱費算定期間に内に二十七年旧	付金等に相当する額が当該徴収	割に係る旧法還付金等が還付さ	れた場合であつて、当該旧法還	付金等に相当する額が当該徴収	則第九条の七の規定により譲渡	条の規定によりなお従前の例に	よることとされた旧地方税法附	及び地方税法等改正法附則第二	七年旧地方税法附則第九条の七	平成二十七年六月から八月まで	の徴収取扱費算定期間に内に二十	との合計額の十七分の十	(法附則第九条の七)	期間内	(当該各徴収取扱費算定	した額とする。)と同年十月及	
一第二項	則第六条の十	み替えて適用	される新令附	規定により読	第一項後段の	の二十二分の十	(法附則第九条の七、	法附則第九条の七	一部施行日以後に還付された	法附則第九条の七	一部施行日以後に還付された	び十一月	(同年十月及び十一月								

還付金等に相当する額が	り当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額
旧法還付金等に相当する額と當法附則第九条の七、	(当該徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額が、ある場合にあつては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に二十七年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第二条の九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に

費算定期間の次の徵収取扱	還付金等が当該徵収取扱	額)	内	当該徵収取扱費算定期間	当該還付金等を還付した 日の属する徵収取扱費算 定期間内	該還付金等に相当する額との合 計額が同年九月に二十七年旧地 方税法附則第九条の六第三項及 び地方税法等改正法附則第二条 の規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法附則 第九条の六第三項の規定により 当該道府県に払い込むべき譲渡 割として納付された額の総額(一 同月に二十七年旧地方税法附則 第九条の八第二項及び地方税法 等改正法附則第二条の規定によ りなお従前の例によることとさ れた旧地方税法附則第九条の八 第二項の規定により加算される べき額がある場合にあつては、 これを加算した額)と同年十月 及び十一月
年十二月から平成二十八年二月	旧法還付金等及び還付金等が同	額)との合計額		同年十月及び十一月		

4	平成二十七年十二月から平成二十八年一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十七分の十」とする。
---	---

（地方消費税の清算及び交付に関する経過措置）

第五条 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は

までの徴収取扱費算定期間内に 還付金等として

（地方消費税の清算及び交付に関する経過措置）

第五条 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は

		附則第六条の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九第一項	法第七十二条の百三第三項
及び法附則第九条の六第三項前段		法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「二十九年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例	法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「二十九年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項

附則第六条の十三の規定により読み替え て適用される第三十五条の十九第一項		法第七十二条の百三第三項、地 方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「二十七年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例	略
及び法附則第九条の六第 三項前段			

第一項 及び法附則第九条の十四	同項後段	によることとされた旧地方税法 附則第九条の六第三項前段及び 地方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例による こととされた二十九年旧地方税 法附則第九条の六第三項前段	によることとされた旧地方税法 附則第九条の六第三項前段及び 地方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例による こととされた二十七年旧地方税 法附則第九条の六第三項前段

第一項 及び法附則第九条の十四	同項後段	によることとされた旧地方税法 附則第九条の六第三項前段及び 地方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例による こととされた二十七年旧地方税 法附則第九条の六第三項前段	によることとされた旧地方税法 附則第九条の六第三項前段及び 地方税法等改正法附則第八条の 規定によりなお従前の例による こととされた二十七年旧地方税 法附則第九条の六第三項前段

の表	附則第六条の 十四の規定に より読み替え て適用される 第三十五条の 二十一第一項 の表	法第七十二条の百三第三項 法第七十二条の百三第三項、地 方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によるこ ととされた旧地方税法第七十二 条の百三第三項及び地方税法等 改正法附則第八条の規定により なお従前の例によることとされ た二十九年旧地方税法第七十二 条の百三第三項	略	法附則第九条の六第三項後段、 法附則第九条の六第三項前段	同項後段
				法附則第九条の六第三項後段、 法附則第九条の六第三項前段	同項後段

の表	附則第六条の 十四の規定に より読み替え て適用される 第三十五条の 二十一第一項 の表	法第七十二条の百三第三項 法第七十二条の百三第三項、地 方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によるこ ととされた旧地方税法第七十二 条の百三第三項及び地方税法等 改正法附則第八条の規定により なお従前の例によることとされ た二十七年旧地方税法第七十二 条の百三第三項	略	法附則第九条の六第三項後段、 法附則第九条の六第三項前段	同項後段
				法附則第九条の六第三項後段、 法附則第九条の六第三項前段	同項後段

				及び法附則第九条の六第三項前段
				並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項前段
第一項 及び法附則第九条の十四		同項後段		並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段

				及び法附則第九条の六第三項前段
				並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段
第一項 及び法附則第九条の十四	同項後段			並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段

及び法附則第九条の六第 三項前段	附則第六条の 十四の規定に より読み替え て適用される 第三十五条の 二十一第二項 の表	法第七十二条の百三第三 項	によりなお従前の例によること とされた二十九年旧地方税法第 七十二条の百十三第一項並びに 法附則第九条の十四第一項、地 方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によるこ とされた旧地方税法附則第九 条の十四第一項及び地方税法等 改正法附則第八条の規定により なお従前の例によることとされ た二十九年旧地方税法附則第九 条の十四第一項
並びに法附則第九条の六第三項 前段、地方税法等改正法附則第 三条の百三第三項	方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によるこ とされた旧地方税法第七十二 条の百三第三項及び地方税法等 改正法附則第八条の規定により なお従前の例によることとされ た二十九年旧地方税法第七十二 条の百三第三項	法第七十二条の百三第三 項	によりなお従前の例によること とされた二十七年旧地方税法第 七十二条の百十三第一項並びに 法附則第九条の十四第一項、地 方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によるこ とされた旧地方税法附則第九 条の十四第一項及び地方税法等 改正法附則第八条の規定により なお従前の例によることとされ た二十七年旧地方税法附則第九 条の十四第一項

及び法附則第九条の六第 三項前段	附則第六条の 十四の規定に より読み替え て適用される 第三十五条の 二十一第二項 の表	法第七十二条の百三第三 項	によりなお従前の例によること とされた二十七年旧地方税法第 七十二条の百十三第一項並びに 法附則第九条の十四第一項、地 方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によるこ とされた旧地方税法第七十二 条の百三第三項及び地方税法等 改正法附則第八条の規定により なお従前の例によることとされ た二十七年旧地方税法第七十二 条の百三第三項
並びに法附則第九条の六第三項 前段、地方税法等改正法附則第 三条の百三第三項	方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によるこ とされた旧地方税法第七十二 条の百三第三項及び地方税法等 改正法附則第八条の規定により なお従前の例によることとされ た二十七年旧地方税法第七十二 条の百三第三項	法第七十二条の百三第三 項	によりなお従前の例によること とされた二十七年旧地方税法第 七十二条の百十三第一項並びに 法附則第九条の十四第一項、地 方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によるこ とされた旧地方税法第七十二 条の百三第三項及び地方税法等 改正法附則第八条の規定により なお従前の例によることとされ た二十七年旧地方税法第七十二 条の百三第三項

<p>第六条 施行日から平成三十年三月三十一日までの間における新令附則</p> <p>第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">同項後段</td><td style="padding: 5px;">二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</td></tr> </table>	同項後段	二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項前段
同項後段	二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項前段		

<p>第六条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新令附則</p> <p>第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">同項後段</td><td style="padding: 5px;">二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</td></tr> </table>	同項後段	二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段
同項後段	二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段		

五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「十九分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「十九分の九」とする。

五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 | 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第七条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を

次のように改正する。

第十九条第二号中「百分の二十二・三」を「百分の十九・五」に改める。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第七条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を

次のように改正する。

第十九条第二号中「百分の二十二・三」を「百分の二十・八」に改める。

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成二十九年度以後の年度における財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条に規定する剩余金について適用し、平成二十八年度以前の年度における同条に規定する剩余金については、なお従前の例による。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第百八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する二十九年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十九年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日前に行つた同項第十二号に規定する課税仕入れ（二十九年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取つた同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成二十七年度以後の年度における財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条に規定する剩余金について適用し、平成二十六年度以前の年度における同条に規定する剩余金については、なお従前の例による。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第百八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十七年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日前に行つた同項第十二号に規定する課税仕入れ（二十七年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取つた同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 附則第九条の規定による改正後の法人税法施行令第百三十九条の四第六項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する二十九年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十九年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十七年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び法人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、法人が施行日前に行つた同項第十二号に規定する課税仕入れ（二十九年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び法人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取つた同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 附則第九条の規定による改正後の法人税法施行令第百三十九条の四第六項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十七年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び法人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、法人が施行日前に行つた同項第十二号に規定する課税仕入れ（二十七年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び法人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取つた同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

附則第九条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百一二号））

改 正 案	現 行
<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の五中「除く。」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第一百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第四十八条の二中「除く。」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第一百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十八条中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に、「第三十条の二」を「第三十二条」に改める。</p> <p>（後略）</p>	<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の五中「除く。」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第一百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第四十八条の二中「除く。」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第一百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十八条中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改め、「第十七条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二から」を加える。</p> <p>（後略）</p>